



埼玉県報

第 3050 号
平成 30 年(2018 年)
10 月 30 日
火曜日

目次

告示

- 埼玉県人事行政の運営等の状況の公表（人事課）
- 埼玉県国税連携受信サーバ機器賃貸借に関する入札公告（税務課）
- 特定非営利活動法人の特例認定に係る公告（共助社会づくり課）
- （仮称）埼玉中部資源循環センター整備事業に係る環境影響評価公聴会（環境政策課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 農用地利用配分計画の認可（農業ビジネス支援課）
- 建設業法第 29 条第 1 項に基づく許可取消処分（建設管理課）
- 桶川市加納原土地地区画整理組合の定款の変更（市街地整備課）
- 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地地区画整理事業における保留地処分に係る公告（八潮新都市建設事務所）
- インターネットシステムサーバ機器等の賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 業務系サーバ等機器の賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 警察ネットワーク接続用端末装置等の賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 警察統合情報通信ネットワークシステム用サーバ等機器の賃貸借に関する落札者等の

公示（会計課）

- 指紋自動識別システムの賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 無線警ら車の製造請負に関する落札者等の公示（会計課）
- 県道岩殿岩井線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 県道藤岡本庄線の供用の開始（本庄県土整備事務所）
- 県道葛和田新堀線の区域の変更（熊谷県土整備事務所）
- 県道葛和田新堀線の供用の開始（熊谷県土整備事務所）
- 埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額（経営管理課）
- 荒川右岸流域下水道終末処理場下水汚泥固形燃料化施設維持管理業務委託に関する入札公告（荒川右岸下水道事務所）

告 示

埼玉県告示第千百五十五号

埼玉県の人事行政の運営等の状況について、埼玉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年埼玉県条例第四号）第六条の規定により、次のとおり公表する。

平成三十年十月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

人事行政の運営等の状況の公表

第1 人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職等の状況(平成29年度)

(単位:人)

職種	採用	離職								合計
		退職					免職			
		定年	勸奨	普通	死亡	任期満了	分限	懲戒	失職	
一般行政職	522	228	53	76	7	273				637
研究職	21	6	2	1		3				12
医療職	61	25	8	25		86				144
技能労務職	7	13	2	2		20				37
教育職	2,114	1,310	228	215	16	1,056		10		2,835
警察職	397	217	51	121	6	10		2		407
企業職	327	22	13	136	3	21	1			196
合計 (構成比)	3,449	1,821 (42.7%)	357 (8.4%)	576 (13.5%)	32 (0.7%)	1,469 (34.4%)	1 (0.0%)	12 (0.3%)	0 (0.0%)	4,268 (100%)

(注) 1 上記の数は、再任用職員を含みます。

2 職種の区分については、次のとおりです(以下(2)及び8職員の退職管理の状況に同じ)。

一般行政職・・・他のいずれにも該当しない職員

研究職・・・研究職給料表適用者

医療職・・・医療職給料表(一)、医療職給料表(二)及び医療職給料表(三)の各適用者

技能労務職・・・技能職給料表適用者

教育職・・・教育職給料表(一)及び教育職給料表(二)の各適用者並びに指導主事及び社会教育主事並びに高等看護学院及び農業大学の教員

警察職・・・公安職給料表適用者

企業職・・・企業職給料表(一)、企業職給料表(二)、病院企業職給料表(一)、病院企業職給料表(二)、病院研究職給料表、病院医療職給料表(一)、病院医療職給料表(二)、病院医療職給料表(三)及び下水道企業職給料表の各適用者

3 数字の単位未満は、四捨五入しました。このため、内訳の計が100%にならない場合があります(以下(2)に同じ)。

(2) 職員の昇任及び降任の状況(平成29年度)

<知事等>

(単位:人)

区分	昇任							降任
	主任	主査級	主幹級	副課長級	課長級	副部長級	部長級	
一般行政職	106	126	101	79	46	21	10	3
研究職	7	8	5	6	2			
医療職	21	14	12	9	3		1	1
技能労務職								
教育職	1	1	1	1	1			
企業職	90	34	24	14	6	2	4	2
合計 (構成比)	225 (29.8%)	183 (24.2%)	143 (18.9%)	109 (14.4%)	58 (7.7%)	23 (3.0%)	15 (2.0%)	6

(注) 1 知事等とは、任命権者が、知事、議長、選挙管理委員会、代表監査委員、人事委員会、公営企業管理者、病院事業管理者及び下水道事業管理者であるものを言います(以下同じ)。

<教育委員会>

(単位:人)

区分	昇任							降任
	主任	主査級	主幹級	副課長級	課長級	副部長	部長級	
一般行政職	61	56	37	11	10	9	2	
医療職	11	2						
技能労務職	1							
教育職								
合計 (構成比)	73 (36.5%)	58 (29.0%)	37 (18.5%)	11 (5.5%)	10 (5.0%)	9 (4.5%)	2 (1.0%)	0

(単位：人)

区分	昇任				降任
	主幹教諭	教頭	副校長	校長	
教育職	236	313	11	242	4
合計 (構成比)	236 (29.4%)	313 (39.0%)	11 (1.4%)	242 (30.2%)	4

<警察本部長>

(単位：人)

区分	昇任					降任
	巡査部長 主任	警部補 係長	警部 課長補佐	警視 調査官級	所属長級	
警察職	425	253	72	36	20	1
一般職員	42	16	9	5	2	
研究職	4	3	1			
合計 (構成比)	471 (53.0%)	272 (30.6%)	82 (9.2%)	41 (4.6%)	22 (2.5%)	1

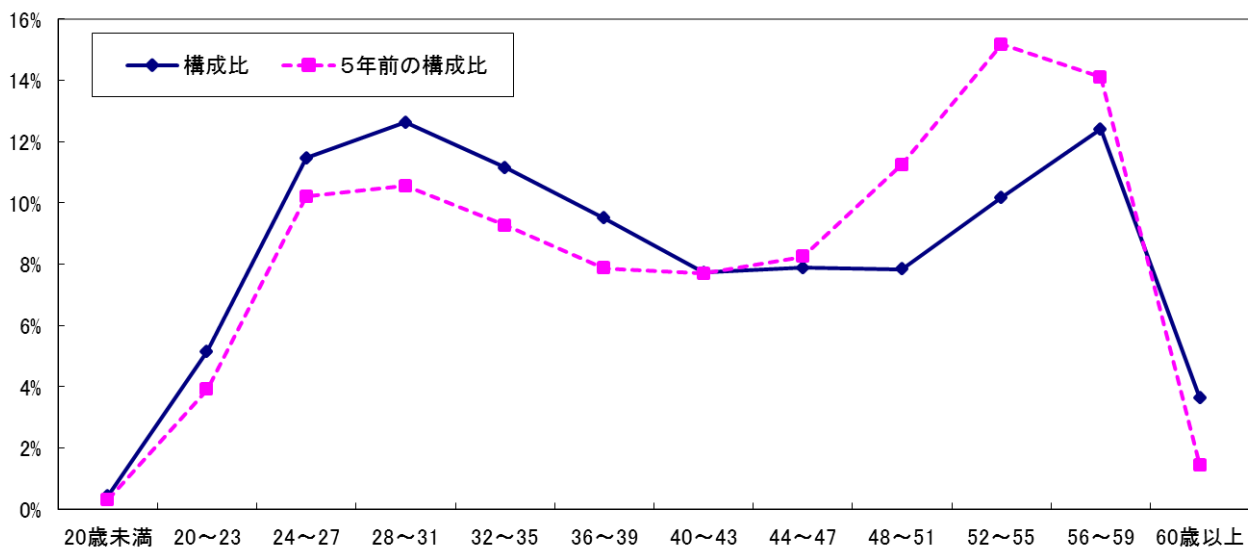
(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在 単位：人)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成29年	平成30年		
普通会計部門	議会	65	65	0	
	総務	1,211	1,222	+11	東京オリンピック・パラリンピックへの対応など
	税務	566	572	+6	個人県民税徴収体制の強化など
	民生	1,059	1,061	+2	児童相談所の体制強化など
	衛生	1,298	1,279	▲19	川口市への権限移譲に伴う減員など
	商工	315	314	▲1	さいたま市への権限移譲に伴う減員など
	労働	209	202	▲7	課の統合など
	農林水産	854	859	+5	農業基盤整備の推進など
	土木	1,249	1,248	▲1	課の統合など
	小計	6,826	6,822	▲4	
	教育部門	36,644	36,783	+139	児童生徒数の変動など
警察部門	12,794	12,828	+34	警察官の増員など	
小計	56,264	56,433	+169		
公営企業部門	病院	2,366	2,360	▲6	循環器・呼吸器病センターの新病棟準備の完了など
	水道	341	340	▲1	設備更新工事の終了など
	下水道	126	124	▲2	派遣職員の減員など
	その他	83	104	+21	国保事業に係る職員の部門見直しなど
	小計	2,916	2,928	+12	
合計	59,180	59,361	+181		

(注) この表は、総務省定員管理調査の区分に基づき、職員の配置状況を行政部門別に表にしたもので、職員数は定数条例上の定数とは異なります。

(4) 年齢別職員構成の状況（平成30年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	260人	3,045人	6,788人	7,652人	6,603人	5,624人	4,575人	4,665人	4,640人	6,020人	7,346人	2,143人	59,361人

(5) 職員定数の適切な管理

知事部局の職員定数の管理については、平成29年3月に策定した「埼玉県行財政改革プログラム」において、毎年度、業務改善や事務事業の見直しなどにより定数の1%以上の削減を行い、行政需要の増加に対応するために必要な増員は原則として削減の範囲内で措置（国際大会への臨時的対応を除く。）し、全国一少ない職員数を維持することとしています。

なお、企業局、病院局、下水道局、教育委員会（事務局職員及び県立学校事務職員等県の裁量により削減が可能な職員に限る。）においても、職員定数を適切に管理することとしています。

2 職員の人事評価の状況

<知事等及び教育委員会（事務局職員）>

評価制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 実績評価：仕事の実績（業績と過程）を評価 <ul style="list-style-type: none"> ①業績評価：仕事の成果と手順を測定（目標管理を活用） ②職務遂行過程評価：職務遂行における過程の適正さを測定 能力評価：職務遂行を通じて発揮された能力と執務姿勢を評価 																																
対象職員	一般職の職員																																
評価期間等	<ul style="list-style-type: none"> 実績評価 <ul style="list-style-type: none"> 評価基準日：2月1日 評価対象期間：4月1日～翌3月31日 能力評価 <ul style="list-style-type: none"> 評価基準日：11月1日 評価対象期間：前年11月2日～11月1日（基準日以前1年間） 																																
評価の基準	<ul style="list-style-type: none"> 実績評価（最終評価） <table border="1" data-bbox="454 750 1425 969"> <thead> <tr> <th>評語</th> <th>内容</th> <th>分布制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>実績が特に良好である</td> <td>対象者数の10%以内</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>(Sは実績が極めて良好な場合)</td> <td>対象者数の30%からSの数を除いた数以内</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>実績が良好である</td> <td rowspan="3">分布制限なし</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>実績がやや良好でない</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>実績が良好でない</td> </tr> </tbody> </table> 能力評価（最終評価） <table border="1" data-bbox="454 1046 1425 1265"> <thead> <tr> <th>評語</th> <th>内容</th> <th>分布制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>職位における期待水準を大きく上まわる</td> <td>対象者数の10%以内</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>職位における期待水準を上まわる</td> <td>対象者数の30%からSの数を除いた数以内</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>職位における期待水準である</td> <td rowspan="3">分布制限なし</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>職位における期待水準を下まわる</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>職位における期待水準を大きく下まわる</td> </tr> </tbody> </table> 	評語	内容	分布制限	S	実績が特に良好である	対象者数の10%以内	A	(Sは実績が極めて良好な場合)	対象者数の30%からSの数を除いた数以内	B	実績が良好である	分布制限なし	C	実績がやや良好でない	D	実績が良好でない	評語	内容	分布制限	S	職位における期待水準を大きく上まわる	対象者数の10%以内	A	職位における期待水準を上まわる	対象者数の30%からSの数を除いた数以内	B	職位における期待水準である	分布制限なし	C	職位における期待水準を下まわる	D	職位における期待水準を大きく下まわる
評語	内容	分布制限																															
S	実績が特に良好である	対象者数の10%以内																															
A	(Sは実績が極めて良好な場合)	対象者数の30%からSの数を除いた数以内																															
B	実績が良好である	分布制限なし																															
C	実績がやや良好でない																																
D	実績が良好でない																																
評語	内容	分布制限																															
S	職位における期待水準を大きく上まわる	対象者数の10%以内																															
A	職位における期待水準を上まわる	対象者数の30%からSの数を除いた数以内																															
B	職位における期待水準である	分布制限なし																															
C	職位における期待水準を下まわる																																
D	職位における期待水準を大きく下まわる																																
評価結果等の活用	評価結果を、人事配置及び給与へ反映させるとともに、能力開発に活用している。																																
その他	評価者研修を実施（実施主体：彩の国さいたま人づくり広域連合）																																

<教育委員会（県立学校）>

<p>評価制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標による管理の手法 ・ 実績(目標の達成状況)及び行動プロセス(能力、意欲等)を総合的に評価、教職員は併せてチームワーク行動を評価 ・ 複数の評価者による評価 ・ 評価結果のフィードバック ・ 評価結果の活用(人材育成、人事管理、給与への反映等) ・ 体系的な評価者研修の実施 ・ 苦情相談窓口の設置、苦情対応制度の整備 																		
<p>対象職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての職員(埼玉県教育委員会教育長の定める者を除く。) 																		
<p>評価期間等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準日: 2月1日 ・ 評価期間: 基準日の属する年度の4月1日から翌年の3月31日まで 																		
<p>評価の基準</p>	<p>実績及び行動プロセスの総合評価基準</p> <table border="1" data-bbox="475 712 1433 927"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に上回っている</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており 概ね期待どおりである</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、努力が必要である</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている</td> </tr> </tbody> </table> <p>チームワーク行動の評価者評価の基準</p> <table border="1" data-bbox="483 1025 1441 1200"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており、期待どおりである</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を概ね充たしているが 改善すべき点がある</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている</td> </tr> </tbody> </table>	評価	内容	A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に上回っている	B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており 概ね期待どおりである	C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、努力が必要である	D	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている	評価	内容	A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており、期待どおりである	B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を概ね充たしているが 改善すべき点がある	C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている
評価	内容																		
A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に上回っている																		
B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており 概ね期待どおりである																		
C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、努力が必要である																		
D	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている																		
評価	内容																		
A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており、期待どおりである																		
B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を概ね充たしているが 改善すべき点がある																		
C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている																		
<p>評価結果等の活用</p>	<p>教職員の公正な人事管理に資するとともに、評価結果のフィードバックを通じて資質・能力向上を図る。 評価結果を基礎資料として、次年度の昇給及び勤勉手当へ反映させる。</p>																		
<p>その他</p>	<p>評価者研修テキスト(管理職向け)、教職員評価システムの手引き(教職員向け)を整備</p>																		

<警察本部長>

<p>評価制度の概要</p>	<p>人事評価は、実績評価及び能力評価の区分により実施している。</p> <p>1 実績評価 目標設定方式による評価、及び所掌する業務に対する成果やその過程における職務遂行に係る行為を定められた評価項目により評価する。</p> <p>2 能力評価 標準職務遂行能力に基づき、職務遂行に係る行為に現れた職員の保有する知識、判断等の能力を評価する。</p>
<p>対象職員</p>	<p>採用時教養終了後2月未満及び条件付採用期間中等の職員を除く警察官及び一般職員</p>
<p>評価期間等</p>	<p>実績評価及び能力評価 (1) 評価日 : 12月1日 (2) 評価期間 : 12月1日～翌11月30日</p>
<p>評価の基準</p>	<p>1 絶対評価（5段階評価） A：優秀 B：良好 C：普通 Dやや劣る～劣る E：大きく劣る</p> <p>2 相対評価（6段階評価） A：区分全体の10%以内 B：区分全体の25%以内 C+及びC：分布基準なし D及びE：区分全体の3%以上</p>
<p>評価結果等の活用</p>	<p>評価結果を人事管理に活用するとともに、評価の過程における指導育成や結果のフィードバックにより、活力ある組織を指向し職員の処遇の適正化を図った。</p>
<p>その他</p>	<p>人事評価の公平性を認識させるため、評価者に対する指導及び教養を実施した。</p>

3-1 職員の給与の状況（公営企業職員を除く。）

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成30年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 28年度の人件費率
平成29年度	人 7,363,011	千円 1,743,622,960	千円 4,868,279	千円 571,171,561	% 32.8	% 36.0

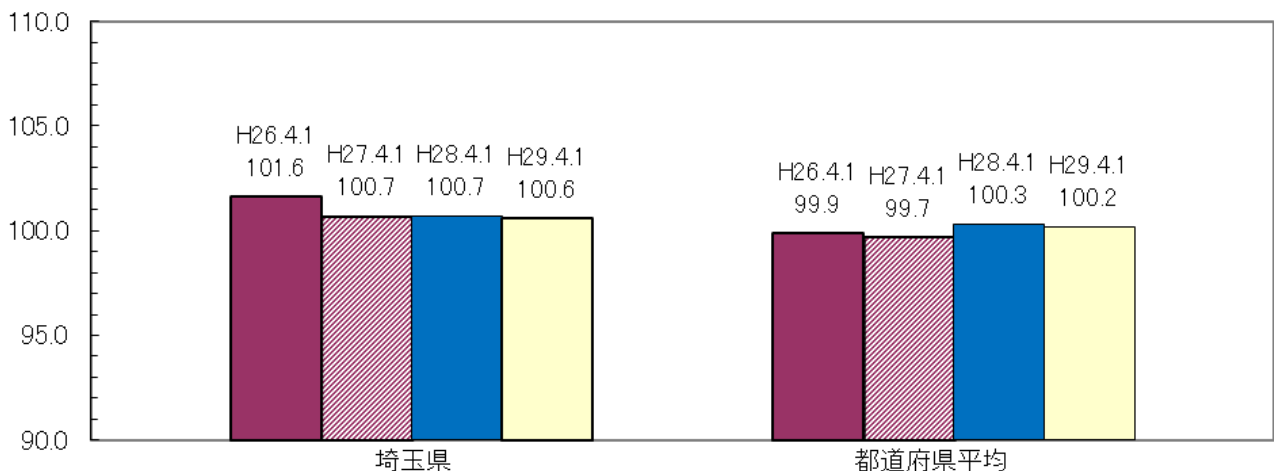
(注) 平成29年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成29年度	人 56,264	千円 248,637,315	千円 64,418,221	千円 103,936,816	千円 416,992,352	千円 7,411

- (注) 1 平成29年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
 2 職員手当には退職手当を含みません。
 3 職員数は、平成29年4月1日現在の人数です。
 4 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成30年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	42.7 歳	323,690 円	412,850 円
技能労務職	55.6 歳	355,310 円	418,222 円
高等学校等教育職	44.0 歳	364,655 円	442,176 円
小中学校教育職	40.9 歳	343,772 円	412,980 円
警察職	37.7 歳	322,665 円	468,027 円

- (注) 1 職種の区分については、総務省地方公務員給与実態調査の職種区分表によります。（以下同じ）
 一般行政職・・・行政職給料表適用者（ただし、国の税務職俸給表及び福祉職俸給表に該当する職員、指導主事、社会教育主事並びに高等看護学院及び農業大学の教員を除く）及び事務職給料表適用者
 技能労務職・・・技能職給料表適用者
 高等学校等教育職・・・教育職給料表（1）適用者並びに高等看護学院及び農業大学の教員
 小中学校教育職・・・教育職給料表（2）適用者
 警察職・・・公安職給料表適用者
 2 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
 3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、居居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

(5) 職員の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

区分		初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	185,800円	198,500円
	高校卒	151,500円	162,700円
技能労務職	高校卒	154,000円	165,900円
	中学卒	138,450円	146,850円
高等学校教育職	大学卒	207,500円	221,700円
	高校卒	162,500円	177,900円
小中学校教育職	大学卒	207,500円	221,700円
警察職	大学卒	215,300円	229,700円
	高校卒	187,000円	195,500円

(注) 高等学校教育職・・・高等学校等教育職から特殊教育諸学校、高等看護学院及び農業大学の教員を除いたもの

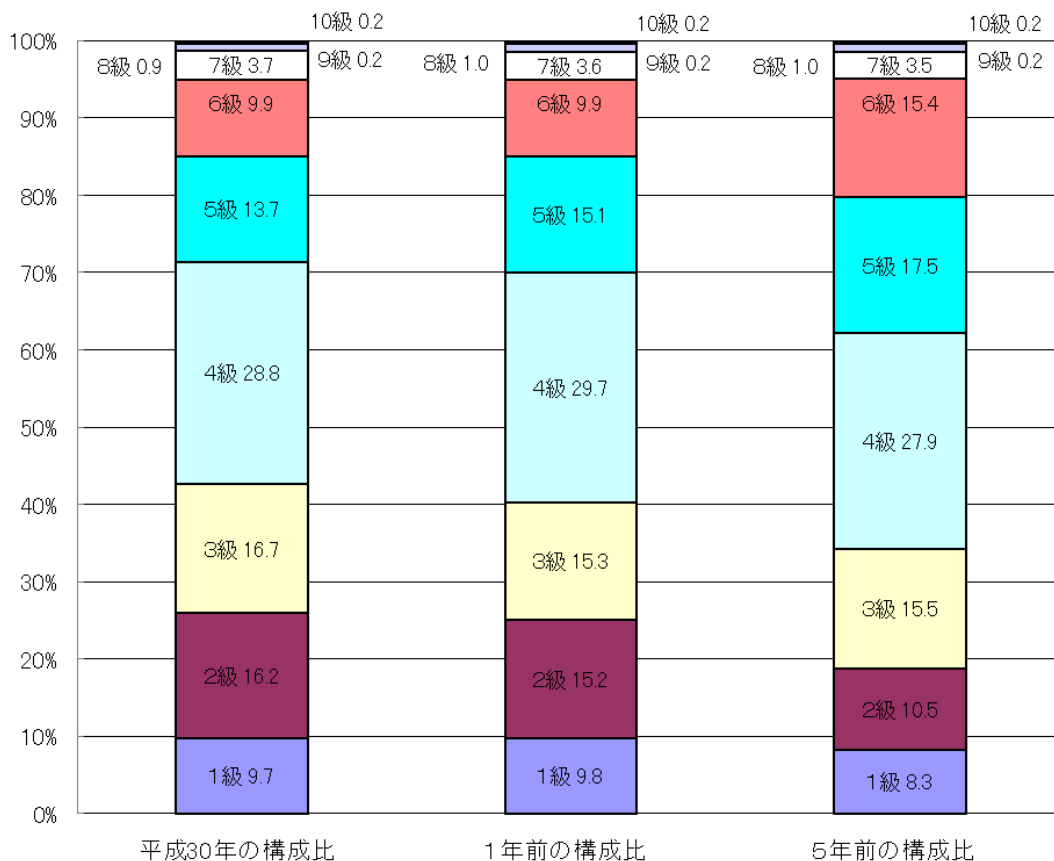
(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成30年4月1日現在）

区分		経験年数10年以上15年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	288,185円	370,192円
	高校卒	241,914円	338,721円
技能労務職	高校卒	—	339,217円
	中学卒	—	—
高等学校教育職	大学卒	335,589円	410,052円
	高校卒	262,780円	321,070円
小中学校教育職	大学卒	336,973円	404,396円
警察職	大学卒	315,201円	396,406円
	高校卒	274,460円	365,795円

(7) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成30年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	計
標準的な職務内容	主事技師	主事技師	主査主任	主査	主幹	副課長主幹	課長	副部長	部局長	本庁部長	
職員数	人 858	人 1,422	人 1,472	人 2,545	人 1,202	人 873	人 324	人 77	人 16	人 14	人 8,803
構成比	% 9.7	% 16.2	% 16.7	% 28.8	% 13.7	% 9.9	% 3.7	% 0.9	% 0.2	% 0.2	% 100.0

- (注) 1 埼玉県給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(8) 昇給への人事評価の反映状況（知事部局）

毎年度、実績評価及び能力評価で構成される人事評価を全職員に実施。
課所長級以上の職員については、人事評価結果を基に、昇給の号給数（8～0号給）を決定。
副課長級以下の職員については、能力評価結果に基づき、昇給の号給数（5以上～0号給）を決定。

(9) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

埼玉県	国
1人当たりの平均支給額（平成29年度決算） 1,734 千円	—
（平成29年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 (1.45 月分) 勤勉手当 1.80 月分 (0.85 月分)	（平成29年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 (1.45 月分) 勤勉手当 1.80 月分 (0.85 月分)
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%

- (注) 1 平成29年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
2 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への人事評価の反映状況（知事部局）

毎年度、実績評価及び能力評価で構成される人事評価を全職員に実施。実績評価結果に基づき、5段階の支給割合を決定。なお、再任用職員については3段階の支給割合を決定。

イ 退職手当（平成30年4月1日現在）

埼玉県	国
（支給率） 自己都合 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度額 47.709 月分	（支給率） 自己都合 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度額 47.709 月分
勸奨・定年 24.586875月分 33.27075 月分 47.709 月分 47.709 月分	勸奨・定年 24.586875月分 33.27075 月分 47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)
1人当たりの平均支給額（平成29年度決算） (自己都合) 4,888千円 (勸奨・定年) 22,363千円	

- (注) 1 平成29年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成29年度決算）	25,182,628 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	448 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	10.0%	8,793人
東京都特別区等	13.0%	10人

- (注) 平成29年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

エ 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成29年度決算）	3,897,327 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	156 千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成29年度決算）	44.3 %
手当の種類（手当数）	27 手当

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	県税事務所等に勤務する職員	県税の賦課徴収業務	月額 17,000 円 日額 650 円
福祉保健業務手当	福祉事務所等に勤務する職員	ケースワーク等の相談業務等	月額 9,700 円 日額 320 円
介助及び汚物処理 作業手当	病院等に勤務する職員	入院患者の介助及び汚物処理の作業	月額 8,000 円 日額 320 円
動物取扱手当	保健所等に勤務する職員	野犬捕獲等の業務	日額 370 円～400 円 月額 12,500 円
土木作業手当	県土整備事務所等に勤務する職員	交通の頻繁な道路上での測量等	日額 340 円
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	特に危険な消防訓練の指導業務	日額 370 円
公害調査等業務手当	環境管理事務所等に勤務する職員	有毒物を発散する場所での調査等	日額 370 円
し尿処理施設等検査手当	環境管理事務所等に勤務する職員	し尿処理施設又は浄化槽の立入検査等	日額 320 円
保安検査等業務手当	化学保安課等に勤務する職員	危険物貯蔵所の立入検査の業務	日額 370 円
試験等業務手当	試験研究機関等に勤務する職員	人体に有害なガスの発生を伴う業務	日額 300 円
放射線取扱手当	放射線を取り扱う職員	放射線照射装置を使用しての撮影 又は透視作業	日額 320 円
防疫業務手当	保健所等に勤務する職員	感染症の患者の救護等	日額 320 円
用地交渉等手当	県土整備事務所等に勤務する職員	用地取得等の交渉業務	日額 650 円
災害応急作業等手当	県土整備事務所等に勤務する職員	重大な災害が発生した道路等での 応急作業等	日額 610 円～730 円
特殊現場作業手当	農林振興センター等 に勤務する職員	高所や水中等特殊な場所での 工事作業等	日額 320 円～370 円
遺体取扱手当	遺体を取り扱う職員	遺体を取り扱う作業	1 体 800 円～2,500 円
夜間看護手当	病院に勤務する看護師等	深夜の看護業務	勤務 1 回 2,000 円～6,800 円
変則勤務手当	変則勤務課所に勤務する職員	深夜の業務等	勤務 1 回 730 円～1,100 円
航空業務手当	防災航空隊に勤務する職員	捜索救難の業務	1 時間 1,900 円
警察業務手当	警察職員	犯罪捜査又は被疑者逮捕等の業務	日額 460 円等

東日本大震災対処業務手当	原発敷地内等での業務に従事する職員	東日本大震災に対処するための原発敷地内等での業務	日額 660 円～13,300 円
原子力災害対処業務手当	原発敷地内等での業務に従事する職員	東日本大震災以外の原子力災害に対処するための原発敷地内等での業務	日額 40,000 円を超えない範囲内の額
多学年学級担当手当	小中学校の教育職員	2 年以上の学年の児童等で編成される学級での授業等	日額 290 円
兼務手当	県立高等学校の教育職員	正規の勤務時間外に行う兼務課程の勤務	1 時間 1,400 円～1,800 円
実習等指導手当	県立学校等に勤務する職員	農業実習の教育指導及び理療・看護の教育指導	月額 20,000 円 日額 180 円～400 円
教員特殊業務手当	教育職員	修学旅行での児童等の引率等	日額 900 円～16,000 円
教育業務連絡指導手当	教育職員	教務等についての連絡調整及び指導助言	日額 200 円

(注) 平成29年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成29年度決算）	12,028,465 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	568 千円
支給実績（平成28年度決算）	11,978,277 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	556 千円

(注) 1 平成29年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 夜間勤務手当を含んでいます。

カ その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成29年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者6,500円、子10,000円等	同		千円 5,045,713	千円 237
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高27,000円	同		千円 4,067,470	千円 361
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 → 308,300円(又は50,700円)以内	同		千円 115,857	千円 2,759
通勤手当	①交通機関（電車等）利用者 → 運賃等相当額 （原則として6カ月定期券価額）	異	支給上限	千円 5,634,078	千円 117
	②交通用具（自動車等）利用者 → 距離に応じた額	異	支給額等		
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000円+加算額	同		千円 37,356	千円 420
特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 → 支給率4%～8%	同		千円 0	千円 0

へき地手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する 学校職員に支給 → 支給率4～16%	同		千円 0	千円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員 に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 1,087,040	千円 235
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき、1,000円～30,000円	同		千円 1,217,468	千円 274
管理職員特別 勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき、2,000円～18,000円	同		千円 90,323	千円 510
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間 (深夜)に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 -	千円 -
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額25,900円～136,000円	同		千円 3,233,985	千円 825
義務教育等 教員特別手当	義務教育諸学校等に勤務する教育職員 に支給 → 月額2,000～8,000円			千円 2,340,258	千円 69
定時制通信 教育手当	定時制の課程又は通信制の課程に勤務 する教育職員に支給 → 各級ごとに定額(月額) 夜間勤務1回につき730円(日額)			千円 180,505	千円 359
産業教育手当	農業又は工業に関する実習を行う高等 学校の教育職員に支給 → 各級ごとに定額(月額)			千円 231,514	千円 394
農林業普及 指導手当	農業又は林業に関する普及指導業務を 行う職員(管理職を除く。)に支給 → 支給率6%			千円 28,234	千円 294

(注) 1 平成29年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ4月1日現在における支給職員数です。

(10) 特別職の報酬等の状況(平成30年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	知 事	1,420,000 円		
	副知事	1,134,000 円		
報 酬	議 長	1,144,000 円		
	副議長	1,016,000 円		
	議 員	927,000 円		
期 末 手 当	知 事 副知事	(平成29年度支給割合) 3.30 月分		
	議 長 副議長 議 員	(平成29年度支給割合) 3.30 月分		
退 職 手 当	知 事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副知事	1,420,000 円×12×在職年数×0.60	40,896,000 円	任期毎
		1,134,000 円×12×在職年数×0.46	25,038,720 円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

3-2 公営企業職員の給与の状況

(1) 工業用水道事業

ア 職員給与費の状況（決算）

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 28年度の総費用に占める 職員給与費比率
平成29年度	千円 1,558,375	千円 333,629	千円 200,235	% 12.8	% 12.8

- (注) 1 平成29年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費17,725千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成29年度	人 30	千円 108,806	千円 32,617	千円 45,106	千円 186,529	千円 6,218

- (注) 1 平成29年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
2 職員手当には退職手当を含みません。
3 職員数は、平成30年3月31日現在の人数です
4 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成30年4月1日現在）

平均年齢	基本給	平均月収額
42.3歳	344,107円	514,346円

- (注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。
2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額（平成29年度決算） 1,504千円						
(平成29年度支給割合) <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">期末手当</td> <td style="text-align: center;">勤勉手当</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2.60 月分</td> <td style="text-align: center;">1.80 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(1.45 月分)</td> <td style="text-align: center;">(0.85 月分)</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	2.60 月分	1.80 月分	(1.45 月分)	(0.85 月分)
期末手当	勤勉手当					
2.60 月分	1.80 月分					
(1.45 月分)	(0.85 月分)					
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%						

- (注) 1 平成29年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
2 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（平成30年4月1日現在）

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たりの平均支給額	(自己都合)	(勸奨・定年)
(平成29年度決算)	0千円	0千円

- (注) 1 平成29年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成29年度決算）		11,110千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）		370千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	10.0%	30人

(注) 平成29年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成29年度決算）		3,101千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）		172千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成29年度決算）		60.0%	
手当の種類（手当数）		3手当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	浄水場に勤務する職員	給水に関する現場業務等	月額13,000円 日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円
夜間業務手当	浄水場に勤務する職員	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜に行われる業務	勤務1回1,300円

(注) 平成29年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成29年度決算）	8,352千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	298千円
支給実績（平成28年度決算）	10,925千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	390千円

- (注) 1 平成29年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。
 3 休日勤務手当及び夜間勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成29年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者6,500円、子10,000円等	同		千円 2,756	千円 276
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高27,000円	同		千円 1,501	千円 300
初任給調整 手当	大学卒業後一定期間内に採用された 医師又は歯科医師の職員に支給 → 308,300円(又は50,700円)以内	同		千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関（電車等）利用者 → 運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		千円 3,978	千円 137
	②交通用具（自動車等）利用者 → 距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000円+加算額	同		千円 0	千円 0

特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 → 支給率4~8%	同		千円 0	千円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 -	千円 -
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき1,000円~30,000円	同		千円 0	千円 0
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき2,000円~18,000円	同		千円 6	千円 6
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間(深夜)に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 -	千円 -
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額25,900円~136,000円	同		千円 1,812	千円 906

(注) 平成29年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(2) 水道用水供給事業

ア 職員給与費の状況 (決算)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 28年度の総費用に占める 職員給与費比率
平成29年度	千円 40,033,128	千円 4,259,458	千円 2,126,333	% 5.3	% 6.0

- (注) 1 平成29年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費672,571千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成29年度	人 340	千円 1,303,775	千円 431,737	千円 553,285	千円 2,288,797	千円 6,732

- (注) 1 平成29年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
2 職員手当には退職手当を含みません。
3 職員数は、平成30年3月31日現在の人数です。
4 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成30年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
40.7歳	352,312円	545,473円

- (注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。
2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額 (平成29年度決算)	1,605千円	
(平成29年度支給割合)	期末手当	勤勉手当
	2.60 月分	1.80 月分
	(1.45 月分)	0.85 月分)
(加算措置の状況)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	
	・ 役職加算 5~20%	
	・ 管理職加算 15~25%	

- (注) 1 平成29年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
2 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当 (平成30年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たりの平均支給額	(自己都合)	(勸奨・定年)
(平成29年度決算)	8,721千円	22,712千円

- (注) 1 平成29年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当 (平成30年4月1日現在)

支給実績 (平成29年度決算)		132,992千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成29年度決算)		389千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	10.0%	342人

(注) 平成29年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当 (平成30年4月1日現在)

支給実績 (平成29年度決算)		43,053千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成29年度決算)		179千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成29年度決算)		70.5%	
手当の種類 (手当数)		3手当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	浄水場に勤務する職員	給水に関する現場業務等	月額13,000円 日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円
夜間業務手当	浄水場に勤務する職員	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜に行われる業務	勤務1回1,300円

(注) 平成29年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (平成29年度決算)	117,113千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成29年度決算)	365千円
支給実績 (平成28年度決算)	106,328千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成28年度決算)	333千円

- (注) 1 平成29年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含んでいます。
 3 休日勤務手当及び夜間勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当 (平成30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成29年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成29年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者6,500円、子10,000円等	同		千円 33,082	千円 233
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高27,000円	同		千円 26,152	千円 284
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 → 308,300円 (又は50,700円) 以内	同		千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関 (電車等) 利用者 → 運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		千円 47,003	千円 148
	②交通用具 (自動車等) 利用者 → 距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000円+加算額	同		千円 648	千円 648

特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 → 支給率4~8%	同		千円 0	千円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 -	千円 -
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき1,000円~30,000円	同		千円 0	千円 0
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき2,000円~18,000円	同		千円 85	千円 7
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間(深夜)に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 -	千円 -
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額25,900円~136,000円	同		千円 31,464	千円 1,015

(注) 平成29年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(3) 地域整備事業

ア 職員給与費の状況(決算)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 28年度の総費用に占める 職員給与費比率
平成29年度	千円 16,190,904	千円 4,446,947	千円 179,912	% 1.1	% 2.2

(注) 1 平成29年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費124,632千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成29年度	人 37	千円 150,552	千円 41,483	千円 66,604	千円 258,639	千円 6,990

(注) 1 平成29年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

3 職員数は、平成30年3月31日現在の人数です。

4 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成30年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
43.1歳	384,952円	594,868円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額(平成29年度決算)	1,803千円	
(平成29年度支給割合)	期末手当	勤勉手当
	2.60 月分	1.80 月分
	(1.45 月分)	0.85 月分)
(加算措置の状況)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	
	・役職加算	5~20%
	・管理職加算	15~25%

(注) 1 平成29年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当(平成30年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たりの平均支給額	(自己都合)	(勸奨・定年)
(平成29年度決算)	0千円	0千円

(注) 1 平成29年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当 (平成30年4月1日現在)

支給実績 (平成29年度決算)	15,684千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成29年度決算)	424千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	10.0%	37人

(注) 平成29年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当 (平成30年4月1日現在)

支給実績 (平成29年度決算)	690千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成29年度決算)	49千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成29年度決算)	37.8%		
手当の種類 (手当数)	2手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	地域整備事務所に勤務する職員	団地造成に関する現場業務等	月額7,800円 日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円

(注) 平成29年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (平成29年度決算)	9,544千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成29年度決算)	298千円
支給実績 (平成28年度決算)	7,605千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成28年度決算)	254千円

- (注) 1 平成29年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含んでいます。
3 休日勤務手当及び夜間勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当 (平成30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成29年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者6,500円、子10,000円等	同		千円 4,158	千円 231
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高27,000円	同		千円 1,574	千円 262
初任給調整 手当	大学卒業後一定期間内に採用された 医師又は歯科医師の職員に支給 → 308,300円 (又は50,700円) 以内	同		千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関 (電車等) 利用者 → 運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		千円 4,434	千円 130
	②交通用具 (自動車等) 利用者 → 距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000円+加算額	同		千円 0	千円 0
特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する 職員に支給 → 支給率4~8%	同		千円 0	千円 0

休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 —	千円 —
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき1,000円～30,000円	同		千円 0	千円 0
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき2,000円～18,000円	同		千円 68	千円 17
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間（深夜）に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 —	千円 —
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額25,900円～136,000円	同		千円 5,332	千円 1,066

(注) 平成29年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(4) 病院事業

ア 職員給与費の状況 (決算)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 28年度の総費用に占める 職員給与費比率
平成29年度	千円 56,045,081	千円 △5,527,510	千円 24,283,276	% 43.3	% 44.4

(注) 1 平成29年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費7,909千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成29年度	人 2,341	千円 9,025,334	千円 5,385,813	千円 4,076,611	千円 18,487,758	千円 7,897

(注) 1 平成29年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

3 職員数は、平成30年3月31日現在の人数です。

4 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成30年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
医師	44.3歳	581,538円	1,278,777円
看護師	35.3歳	330,962円	499,337円
事務職員	41.2歳	351,179円	560,856円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額 (平成29年度決算)	1,741千円						
(平成29年度支給割合)	<table border="0"> <tr> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>2.60月分</td> <td>1.80月分</td> </tr> <tr> <td>(1.45月分)</td> <td>0.85月分)</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	2.60月分	1.80月分	(1.45月分)	0.85月分)
期末手当	勤勉手当						
2.60月分	1.80月分						
(1.45月分)	0.85月分)						
(加算措置の状況)	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%						

(注) 1 平成29年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当 (平成30年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たりの平均支給額 (平成29年度決算)	自己都合 896千円	勸奨・定年 19,217千円

(注) 1 平成29年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当 (平成30年4月1日現在)

支給実績 (平成29年度決算)	1,019,772千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成29年度決算)	436千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県	10%	2,018人
医師・歯科医師	16%	295人

(注) 平成29年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当 (平成30年4月1日現在)

支給実績 (平成29年度決算)	424,066千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成29年度決算)	308千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成29年度決算)	59.6%		
手当の種類 (手当数)	9手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
福祉保健業務手当	精神医療センターに勤務する職員	相談指導、心理判定等の業務	月額9,700円 日額320円
介助及び汚物処理作業手当	病院に勤務する職員	介助及び汚物処理の作業	月額8,000円 日額320円
試験等業務手当	臨床腫瘍研究所に勤務する職員	発がん性物質を使用する試験研究業務	日額300円
放射線取扱手当	放射線技術部に勤務する職員	管理区域内で行う放射線業務	日額320円
防疫業務手当	循環器・呼吸器病センターに勤務する職員	結核患者に直接接する介助等の業務	日額320円
遺体取扱手当	病院に勤務する職員	遺体を取り扱う作業	1体 800円～2,500円
夜間看護等手当	病院に勤務する看護師等	深夜又は準夜の看護等の業務	勤務1回 1,240円～6,800円
変則勤務手当	病院に勤務する薬剤師	深夜又は準夜の勤務	勤務1回 730円～1,100円
新生児担当医手当	小児医療センターに勤務する医師	新生児の診療業務	業務1件 10,000円

(注) 平成29年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (平成29年度決算)	2,155,218千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成29年度決算)	921千円
支給実績 (平成28年度決算)	1,980,345千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成28年度決算)	1,042千円

- (注) 1 平成29年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含んでいます。
 3 休日勤務手当及び夜間勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当 (平成30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成29年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成29年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者6,500円、子10,000円等	同	-	千円 160,364	千円 223
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高27,000円	同	-	千円 195,294	千円 318

初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 → 308,300円(又は50,700円)以内	同	-	千円 967,640	千円 3,291
通勤手当	①交通機関(電車等)利用者 → 運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同	-	千円 210,162	千円 152
	②交通用具(自動車等)利用者 → 距離に応じた額				
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000円+加算額	同	-	千円 1,272	千円 636
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額× 135/100	同	-	-	-
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき、2,100円~30,000円	同	-	千円 159,197	千円 395
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき、2,000円~18,000円	同	-	千円 4,267	千円 284
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間 (深夜)に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額× 25/100	同	-	-	-
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額48,200円~139,600円	同	-	千円 88,561	千円 1,030

(注) 平成29年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(5) 流域下水道事業

ア 職員給与費の状況 (決算)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 28年度の総費用に占める 職員給与費比率
平成29年度	千円 47,240,304	千円 1,204,871	千円 682,724	% 1.4	% 1.5

- (注) 1 平成29年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費448,506千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成29年度	人 126	千円 490,535	千円 154,819	千円 201,995	千円 847,349	千円 6,725

- (注) 1 平成29年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
2 職員手当には、退職手当を含みません。
3 職員数は、平成30年3月31日現在の人数です。
4 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成30年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
43.5歳	380,617円	622,901円

- (注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。
2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額 (平成29年度決算)	
1,796千円	
(平成29年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.80月分
(1.45月分)	(0.85月分)
(加算措置の状況)	
職務上の段階、職務の等級による加算措置	
・役職加算	5~20%
・管理職加算	15~25%

- (注) 1 平成29年度決算については、議会の認定に付されている数字であり、現在、審議中です。
2 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当 (平成30年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たりの平均支給額	(自己都合)	(勸奨・定年)
(平成29年度決算)	558千円	0千円

- (注) 1 平成29年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
2 退職手当の1人当たりの平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成29年度決算）		50,836千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）		417千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	10.0%	119人
東京都特別区	13.0%	1人

(注) 平成29年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成29年度決算）		4千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）		2千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成29年度決算）		2.0%	
手当の種類（手当数）		5手当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
土木作業手当	下水道事務所に勤務する職員	交通の頻繁な道路上での測量等	日額340円
下水道施設検査手当	下水道事務所に勤務する職員	下水道の管渠及びマンホール内で行う調査等	日額320円
用地交渉等手当	下水道事務所に勤務する職員	用地取得等の交渉業務	日額650円
特殊現場作業手当	下水道事務所に勤務する職員	高所等特殊な場所での工事作業等	日額370円
災害応急作業等手当	下水道事務所に勤務する職員	重大な災害が発生した下水道施設での応急作業等	日額610円～730円

(注) 平成29年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成29年度決算）	54,634千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	621千円
支給実績（平成28年度決算）	57,455千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	653千円

(注) 1 平成29年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ4月1日現在の職員総数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 休日勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成29年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 →配偶者6,500円、子10,000円等	同		千円 13,616	千円 248
住居手当	借家等居住者 →家賃に応じて月額最高27,000円	同		千円 6,505	千円 310
初任給調整 手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 →308,300円（又は50,700円）以内	同		千円 0	千円 0

通勤手当	①交通機関（電車等）利用者 →運賃等相当額（原則として6カ月定期券価額）	同		千円 15,460	千円 164
	②交通用具（自動車等）利用者 →距離に応じた額				
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 →30,000円+加算額	同		千円 0	千円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 137	千円 23
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 →勤務1回につき2,000円～18,000円	同		千円 66	千円 33
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 →月額57,800円～136,000円	同		千円 13,813	千円 1,063

(注) 平成29年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（市町村立学校教職員を除く。）

(1) 勤務時間の状況（平成30年4月1日現在）

ア 1週間の勤務時間

38時間45分

イ 勤務時間

開始時刻	終了時刻	休憩時間
午前8時30分	午後5時15分	午後0時00分～午後1時00分

(注) 勤務の特殊性その他の理由により、上記と異なる場合があります。

(2) 年次有給休暇の使用状況（平成29年1月1日～平成29年12月31日）

平成29年の職員1人当たりの平均使用日数：11.2日

(3) 病気休暇の取得状況（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

(単位：人)

任命権者名	取得者数
知事等	480
教育委員会	1,301
警察本部長	177
計	1,958

(4) 特別休暇の状況（平成30年4月1日現在）

種 類	付与日数
1 出産休暇	出産予定日6週間前の日から産後8週間を経過するまでの期間
2 通院休暇	妊娠満23週まで 4週間に1回 満24週から満35週まで 2週間に1回 満36週から出産まで 1週間に1回 産後1年まで 1回
3 通勤休暇	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる時間
4 妊娠障害休暇	14日の範囲内において必要と認められる期間
5 育児休暇	1日2回（1日を通じて90分を超えない範囲内）
6 子育て休暇	義務教育終了前の子を養育する職員が、子の看護等で勤務しないことが相当であると認められるとき（一の年において7日（義務教育終了前の子が2人以上の場合は10日）の範囲内の期間）
7 家族看護休暇	配偶者、父母等を看護するために勤務しないことが相当であると認められる場合（一の年において3日の範囲内の期間）
8 短期介護休暇	要介護者の介護等のために勤務しないことが相当であると認められる場合（一の年において5日（要介護者が2人以上の場合は10日）の範囲内の期間）
9 生理休暇	3日の範囲内においてその都度必要とする期間

10 忌引休暇	<table border="1"> <tr> <td>親族</td> <td colspan="2">日数</td> </tr> <tr> <td>配偶者</td> <td colspan="2">10日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>血族</td> <td>姻族</td> </tr> <tr> <td>1親等直系尊属</td> <td>7日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>1親等直系卑属</td> <td>7日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>2親等直系尊属</td> <td>3日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>2親等直系卑属</td> <td>1日</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2親等傍系者</td> <td>3日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>3親等傍系尊属</td> <td>1日</td> <td>—</td> </tr> </table>			親族	日数		配偶者	10日			血族	姻族	1親等直系尊属	7日	3日	1親等直系卑属	7日	1日	2親等直系尊属	3日	1日	2親等直系卑属	1日	—	2親等傍系者	3日	1日	3親等傍系尊属	1日	—
	親族	日数																												
	配偶者	10日																												
		血族	姻族																											
	1親等直系尊属	7日	3日																											
	1親等直系卑属	7日	1日																											
	2親等直系尊属	3日	1日																											
	2親等直系卑属	1日	—																											
2親等傍系者	3日	1日																												
3親等傍系尊属	1日	—																												
11 父母等の追悼のための休暇	1日																													
12 夏季休暇	5日																													
13 感染症予防法による交通の制限若しくは遮断又は健康診断の場合	その都度必要と認められる期間																													
14 災害等又は交通途絶により出勤することが著しく困難な場合	その都度必要と認められる期間																													
15 災害等において退勤時の危険回避の場合	その都度必要と認められる期間																													
16 災害による住居の被災の場合	7日の範囲内においてその都度必要と認められる期間																													
17 結婚休暇	7日の範囲内の期間																													
18 出産補助休暇	3日の範囲内においてその都度必要と認められる期間																													
19 男性職員の育児参加のための休暇	5日の範囲内においてその都度必要と認められる期間																													
20 ドナー休暇	その都度必要と認められる期間																													
21 献血休暇	その都度必要と認められる時間																													
22 ボランティア休暇	1の年において5日（委員会と協議して定めるときは10日）の範囲内の期間																													

(注) 「全日型中心」とは、主に1日単位の休暇を取得した者の数、「時間型中心」とは、主に時間単位の休暇を取得した者の数を計上したものです。

(5) 介護休暇の取得状況（平成29年度）

(単位：人)

	介護休暇 取得者数	要介護者数（職員との続柄別）								
		計	配偶者	父母	子	配偶者の 父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男性職員	24	24	6	16	1				1	
女性職員	65	65	7	46	7	3		1	1	
計	89	89	13	62	8	3	0	1	2	0

(単位：人)

	休暇の取得形式				介護を要した期間						
	計	全日型 中心	時間型 中心	その他	計	1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
男性職員	24	23	1		24	9	5	3	3	2	2
女性職員	65	38	27		65	36	9	10	4	1	5
計	89	61	28	0	89	45	14	13	7	3	7

(注) 「全日型中心」とは、主に1日単位の休暇を取得した者の数、「時間型中心」とは、主に時間単位の休暇を取得した者の数を計上したものです。

(6) 介護時間の取得状況 (平成29年度)

(単位：人)

	介護時間 取得者数	要介護者数 (職員との続柄別)								
		計	配偶者	父 母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男性職員	5	5	1	4						
女性職員	15	15	2	8	2	3				
計	20	20	3	12	2	3	0	0	0	0

(単位：人)

	介護時間承認期間						
	計	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え
男性職員	5	2	2	1			
女性職員	15	13	1		1		
計	20	15	3	1	1	0	0

5 職員の休業に関する状況 (平成29年度) (市町村立学校教職員を除く。)

(1) 修学部分休業の状況

ア 取得者数 (単位：人)

	取得者数
男性職員	
女性職員	
計	0
	0

(注) 上段は、平成29年度中に新たに修学部分休業を取得した者の数、下段は修学部分休業の期間が平成28年度以前から平成29年度にかけて引き続いている者の数です。

イ 取得状況

(単位：人)

	取得者数	教育施設						
		大学院	大学	短期大学	高等専門学校	専修学校	各種学校	その他
男性職員	0							
女性職員	0							
計	0	0	0	0	0	0	0	0

ウ 1週間の取得時間 (平均) (同上)

(単位：人)

	1週間の取得時間 (平均)				合計
	5時間以下	5時間超え 10時間以下	10時間超え 15時間以下	15時間超え 20時間以下	
男性職員					0
女性職員					0
計	0	0	0	0	0

(2) 自己啓発等休業の状況

ア 取得者数

(単位：人)

	取得者数	大学等課程の履修	国際貢献活動
男性職員	2	2	
	2	1	1
女性職員	4	4	
	1	1	
計	6	6	0
	3	2	1

(注) 上段は、平成29年度中に新たに自己啓発等休業を取得した者の数、下段は自己啓発等休業の期間が平成28年度以前から平成29年度にかけて引き続けている者の数です。

イ 取得状況 (平成29年度中に新たに自己啓発等休業を取得した職員について) (単位：人)

	取得者数	教育施設				奉仕活動		
		大学院	大学	外国の 大学院・大学等	その他	JICA	姉妹 都市	その他
男性職員	2	2						
女性職員	4	1	1	2				
計	6	3	1	2	0	0	0	0

ウ 承認期間 (同上)

(単位：人)

	承認期間			
	1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	合計
男性職員		2		2
女性職員	2	2		4
計	2	4	0	6

(3) 配偶者同行休業の状況

ア 取得者数等（平成29年度中に新たに配偶者同行休業を取得した職員について）（単位：人）

	取得者数	配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する理由			
		外国での勤務	事業経営その他個人が業として行う活動	外国の大学における修学	その他
男性職員	0				
	0				
女性職員	5	5			
	4	3		1	
計	5	5	0	0	0
	4	3	0	1	0

(注) 上段は、平成29年度中に新たに育児休業等を取得した者の数、下段は育児休業等の期間が平成28年度以前から平成29年度にかけて引き続いている者の数です。

イ 承認期間（平成29年度中に新たに配偶者同行休業を取得した職員について）

(単位：人)

	承認期間			
	1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	合計
男性職員				0
女性職員		4	1	5
計	0	4	1	5

(4) 育児休業等の状況

ア 育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の取得者数（単位：人）

	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児 短時間勤務 取得者数	平成29年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員			
				(育児休業 対象者数)	うち 育児休業 取得者数	うち 部分休業 取得者数	うち 育児短時間 勤務取得者
男性職員	44	11	0	1,614	39	1	
	5	2	0				
女性職員	1,105	242	106	1,109	1,066	10	6
	1,353	279	98				
計	1,149	253	106	2,723	1,105	11	6
	1,358	281	98				

(注) 上段は、平成29年度中に新たに育児休業等を取得した者の数、下段は育児休業等の期間が平成28年度以前から平成29年度にかけて引き続いている者の数です。

イ 育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の承認期間（平成29年度中に新たに育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）を取得した職員について）

(ア) 育児休業承認期間

(単位：人)

	育児休業承認期間						
	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え	合計
男性職員	31	12	1				44
女性職員	31	206	273	249	155	191	1,105
計	62	218	274	249	155	191	1,149

(イ) 部分休業承認期間

(単位：人)

	部分休業承認期間						合計
	1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	3年超え 4年以下	4年超え 5年以下	5年超え	
男性職員	10	1					11
女性職員	142	41	5	17	37		242
計	152	42	5	17	37	0	253

(単位：人)

	1日の部分休業承認期間（平均）				合計
	30分以下	30分超え 60分以下	60分超え 90分以下	90分超え	
男性職員	2	7		2	11
女性職員	56	77	59	50	242
計	58	84	59	52	253

(ウ) 育児短時間勤務承認期間

(単位：人)

	育児短時間勤務承認期間				合計
	3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え	
男性職員					0
女性職員	10	5	11	80	106
計	10	5	11	80	106

(5) 大学院修学休業の状況

ア 取得者数 (単位：人)

	取得者数
男性職員	1
女性職員	1
計	2
	1

(注) 上段は、平成29年度中に新たに大学院修学休業を取得した者の数、下段は、大学院修学休業の期間が平成28年度以前から平成29年度にかけて引き続けている者の数です。

イ 許可期間（平成29年度中に新たに大学院修学休業を取得した職員について）

(単位：人)

	修学期間			合計
	1年	2年	3年	
男性職員		1		1
女性職員		1		1

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

(単位：人)

降任		免職		休職		降給		合計		失職	
平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
		1	1	720	741			721	742	1	0

(2) 処分事由別分限処分者数

(単位：人)

区 分	降任		免職		休職		降給		合計		失職	
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
勤務成績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)												
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)			1	1	720	740			721	741		
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)												
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)												
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)						1				1		
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)												
合計	0	0	1	1	720	741	0	0	721	742	0	0
法第28条第4項により失職した者											1	

(3) 懲戒処分者数

(単位：人)

戒告		減給		停職		免職		合計	
平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
8	6	14	16	3	5	19	12	44	39

(4) 処分事由別懲戒処分者数

(単位：人)

区分	戒告		減給		停職		免職		合計	
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
法令に違反した場合 (法第29条第1項第1号)	6	3	7	11	3	2	15	8	31	24
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (法第29条第1項第2号)	2	2	1	2		1		1	3	6
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (法第29条第1項第3号)		1	6	3		2	4	3	10	9
合計	8	6	14	16	3	5	19	12	44	39

7 職員のサービスの状況（市町村立学校教職員を除く。）

（1）職員の守るべき義務

サービスとは、職員が勤務に服するについての在り方をいいます。

サービスの根本基準については、地方公務員法第30条において、すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないことを規定しています。

職員のサービスに関する具体的な事項については、地方公務員法第31条から第38条までにおいて規定されていますが、サービスの根本基準を定めたこの第30条の規定は、これらの各規定を通じて基本原則となるものです。

また、教育職員のサービスに関する具体的な事項については、地方公務員法のほかに教育公務員特例法において規定されているものもあります。

地方公務員法に定める職員の守るべき義務については、次のとおりです。

- ① サービスの宣誓（地方公務員法第31条）
- ② 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
- ③ 信用失墜行為の禁止（地方公務員法第33条）
- ④ 秘密を守る義務（地方公務員法第34条）
- ⑤ 職務に専念する義務（地方公務員法第35条）
- ⑥ 政治的行為の制限（地方公務員法第36条）
- ⑦ 争議行為等の禁止（地方公務員法第37条）
- ⑧ 営利企業への従事等の制限（地方公務員法第38条）

なお、警察職員が行うサービスの宣誓の内容については、警察法第3条において、「この法律により警察の職務を行うすべての職員は、日本国憲法及び法律を擁護し、不偏不党且つ公平中正にその職務を遂行する旨のサービスの宣誓を行うものとする。」と規定されています。

また、教育公務員特例法に定めるサービスに関する事項は、次のとおりです。

- ① 兼職及び他の事業等の従事（教育公務員特例法第17条）
- ② 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限（教育公務員特例法第18条）
- ③ 研修（教育公務員特例法第21条）

（2）職員倫理規程

埼玉県職員倫理規程は、公務の公正さに対する県民の信頼を確保することを目的として、職員は県民全体の奉仕者であることなど、公務員としての基本的な心構えを明記したほか、公費支出事務処理に関する留意事項、関係業者等との接触に関する遵守事項などを具体的に定めたものです。

また、埼玉県警察職員の職務倫理及びサービスに関する規程は、職員は、警察の任務が県民から負託されたものであることを自覚し、県民の信頼にこたえることができるよう、高い倫理観のかん養に努め、職務倫理を保持しなければならないと規定しています。

（3）サービス規律の遵守に関する取組

ア 平成29年度に行った主な取組

任命権者	取組内容
知事等	「倫理推進員研修会」 年度当初4月に倫理推進員（各所属において所属長に次ぐ職位の者）研修会を開催し、職員の公務員倫理の意識の高揚を図った。
	「部課所長会議」 部課所長会議等を実施し、全職員に対して意識啓発を行った。
教育委員会	事務局においては、「職員の不祥事防止に向けての研修」としてグループ討論形式による職場研修を実施した。
警察本部長	・ 警察学校における採用時教養及び各課程において、職務倫理（サービスを含む）教養を実施

イ 職員への周知の状況（平成29年度）

任命権者	周知の方法	周知した内容
各任命権者	各種会議、庁内LAN等	服務規律確保全般

(4) 職務に専念する義務の免除（平成29年度）

職務に専念する義務とは、「職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」（地方公務員法第35条）とするもので、この義務の免除においては、条例及びその委任に基づく規則により限定的に認められています。

(5) 営利企業等の従事制限（平成29年度）

営利企業への従事等の制限とは、地方公務員法第38条により、職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない、とするものです。

営利企業への従事等については、規則で定められた許可の基準等により限定的に認められています。

許可の状況（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

（単位：件）

任命権者	従事の許可件数	主な許可事例
知事等	1,543	大学等の非常勤講師、検定にかかる兼業、柔剣道の審判員等
教育委員会	3,190	
警察本部長	110	
計	4,843	

8 職員の退職管理の状況

職員の退職管理に関する条例（平成28年埼玉県条例第7号）第3条の規定に基づく任命権者への届出件数（平成28年度退職者及び平成29年度退職者）

（単位：件）

職種	区分		
	営利法人	非営利法人	合計
一般行政職	9	21	30
研究職		1	1
医療職		3	3
教育職	1	30	31
警察職	22	15	37
企業職	4	4	8
合計	36	74	110

9 職員の研修の状況

(1) 研修計画

任命権者	計画
知事等	平成29年度県職員研修実施計画（教員を除く）
教育委員会	
教育委員会	平成29年度教職員研修計画
警察本部長	平成29年度埼玉県警察教養計画

(2) 職員研修の実施状況

<知事等及び教育委員会（教員を除く。）>

研修名	概要	対象者	実施場所	期日	参加者数
階層別基本研修	職務遂行上必要な基本知識及び技能を習得させるため、職務の階層別区分に従い実施する研修 9コース 93回	それぞれ職務の階層別区分に該当する職員	自治人材開発センターほか	1日～7日	3,057人
階層別選択研修	職務遂行上必要な専門的かつ高度な知識及び技能を習得させるために実施する希望性の研修 31コース 67回	希望する職員など	自治人材開発センターほか	1日～4日	1,445人
講師養成研修	研修の指導者として必要な知識と指導技術を習得させるために実施する研修 1コース 3回	各職場の研修担当者など	自治人材開発センターほか	1日	244人
特別研修	職員の意識改革を図るために実施する上記以外の研修 17コース 42回	研修内容による	自治人材開発センターほか	1日～10日	1,474人

※他に職場研修、派遣研修、部局専門研修などを実施しています。

<教育委員会（教員）>

研修名	概要	対象者	実施場所	期日	参加者数
年次研修	初任者、5年、10年、20年の経験年数に応じ、専門職として必要な知識及び技能等を修得するための研修 21講座	各経験年数に該当する教職員	県立総合教育センターほか	1日～25日	4,047名
特定研修	特定の職務研修に関する専門的な知識・技能、教育課題等に関する研修 20講座	推薦された教職員など	県立総合教育センターほか	1日～11日	1,754名
専門研修	教科等における指導力の向上を図るため幅広い知識・技能の修得を目指す研修 41講座	希望する教職員	県立総合教育センターほか	1日～5日	2,237名
管理職研修	学校管理・運営、教育指導上の諸問題についての研修 6講座	校長、教頭、事務長など	県立総合教育センターほか	1日～3日	833名

※ 他に職場研修、派遣研修などを実施しています。

<警察本部長>

研修名	概要	対象者	実施場所	期日	参加者数
階級別幹部任用科	職務執行する上で、指揮管理及び実務能力を修得させるため、階級区分に従い実施する研修 10課程 37回	それぞれの職務の階級区分に該当する職員	警察大学校 関東管区警察学校 埼玉県警察学校	2週間～11週間	856人
部門別任用科	各部門において職務を遂行する上で必要な基礎的知識及び技能を修得させるために実施する部門別の研修 4課程 6回	それぞれの部門に登用される(された)職員	埼玉県警察学校	2週間～4週間	220人
専科教養	特定の分野に関する専門的知識及び技能を修得させるために実施する部門別の研修 30課程 49回	それぞれの部門に該当する職員	埼玉県警察学校	3日間～3週間	1,897人
講習	特定の分野に関する専門的かつ最新の知識及び技能を修得させるために実施 175課程 632回	それぞれの部門に該当する職員	警察本部ほか	0.5日～60日	16,200人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度

<知事等>

区分	事業名	内 容 件数等の実績(平成29年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
保健	定期健康診断	胸部X線、尿検査等 4,172人	全員	○		
	がん検診	胃、肺、大腸 1,646人	希望者	○		
	人間ドック	胸部X線、尿検査等 4,762人	30歳及び35歳以上の希望者		○	
	歯科検診	歯、歯周、口腔検査 338人	26, 31, 41, 51歳の者		○	
	その他	健康相談、健康教育、カウンセリング 6,537人	全員(一部35歳及び40歳以上)	○	○	
元気回復	スポーツ大会	バレーボール等 2,384人	各所属	○	○	
	マイセレクション事業	スポーツ、文化、健康管理等の分野選択 24,966人	全員		○	○
	その他	サークル活動の促進 19件	該当団体		○	
その他	ライフプラン	年代別セミナーの開催 393人	20歳以上の希望者	○	○	

<教育委員会>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(平成29年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
保 健	人間ドック	1泊ドック、1日ドック、脳ドック等 27,431人	希望者		○	○
	定期健診 (課・所・館)	胸部X線、尿・血液検査等 436人	全員	○		
	定期健診 (県立学校)	尿・血液検査等 8,257人	全員	○		
	結核健診 (県立学校)	胸部X線 8,122人	全員	○		
	がん検診	胃 2,844人	35歳以上 希望者等	○		
	その他	健康相談、健康教育	全員	○		
元気回復	マイ リフレッシュ	健康増進、元気回復、 心身のリフレッシュ 63,617件	全員		○	○
その他	ライフプラン セミナー	年代別セミナーの開催 2,654人	希望者	○	○	○

<警察本部長>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(平成29年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
保健	定期健康診断	視力、聴力、胸部エックス線 撮影、血液検査、尿検査等 5,968人	全員 (35歳以上の人 間ドック希望者 を除く。)	○	○	
	人間ドック	視力、聴力、胸部エックス線 撮影、血液検査、尿検査等 6,525人	希望者		○	
	脳ドック付き人間ドック	MRI、MRA、視力、聴力、 胸部エックス線撮影、血液検査、 尿検査等 566人	希望者		○	
元気回復	アフターファイブセ レクション	スポーツ、文化、健康管理、 育児・介護の分野選択 10,338人				
その他	ライフプラン	年代別セミナーの開催 1,154人	該当者	○	○	

(2) 共済制度

<知事等>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(平成29年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
短期給付(健康保険)						
法定給付	保健給付	医療費、出産費等 214,309件	該当者		○	
	休業給付	育児休業手当金等 1,743件	該当者		○	
	災害給付	災害見舞金等 1件	該当者		○	
その他給付	附加給付等	家族療養費附加金等給付、 一部負担金払戻金 1,618件	該当者		○	
長期給付(年金)	厚生年金の進達	老齢厚生年金等 434件	該当者		○	

<教育委員会>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(平成29年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
法定給付	保健給付	医療費、出産費等 832,402件	該当者		○	
	休業給付	育児休業手当金等 11,426件	該当者		○	
	災害給付	災害見舞金等 2件	該当者		○	
その他 給付	附加給付等	家族療養費附加金等附加給付、 一部負担金払戻金 8,036件	該当者		○	
長期給付(年金)	厚生年金の進達	老齢厚生年金等 1,023件	該当者		○	

<警察本部長>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(平成29年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
短期給付(健康保険)						
法定給付	保健給付	医療費、出産費等 337,989件	該当者		○	
		育児休業手当金等 1,458件	該当者		○	
その他給付	附加給付	家族療養費付加金、一部負担金払戻金等 2,129件	該当者		○	
長期給付(年金)	厚生年金等の進達	老齢厚生年金等 573件	該当者		○	

(3) 安全衛生管理の状況

労働安全衛生法に基づき、事業者の責務としての職員の安全及び健康の確保や労働災害の防止に努めています。具体的には、産業医の配置、衛生管理者の業務支援などの管理体制を整備し、また、安全衛生委員会等を通じて職員の意見を聴取しながら、これらの施策を進めています。

(4) 公務災害の認定件数（平成29年度）

（単位：件）

任命権者	公務災害	通勤災害	計
知事等	52	20	72
教育委員会	262	24	286
警察本部長	231	20	251
合計	545	64	609

人事行政の運営等の状況の報告・条例第4条関係

第2 人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況（平成29年度）

(1) 採用試験の実施状況（平成29年度）

ア 実施日程等

試験区分	試験職種	主な受験資格（加の年齢は平成29年4月1日現在）	試験日程	合格発表日	試験方法
職員採用 上級試験	一般行政	<ul style="list-style-type: none"> 昭和62年4月2日～平成8年4月1日に生まれた人(21歳～29歳) 平成8年4月2日以降に生まれた人で、平成30年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人 福祉については、社会福祉主事の任用資格を有する人又は平成30年3月31日までに資格取得見込みの人 	第1次試験日 平成29年6月25日	第1次合格発表日 平成29年7月4日	第1次試験 教養試験 択一式50問出題 (選択解答制) 40問解答 120分 専門試験 択一式40問 (一般行政、警察 事務は50問出題 (選択解答制) 40問解答) 120分 第2次試験 論文試験 1題 75分 人物試験 個別面接、 集団討論、 適性検査 ※新方式試験 第1次試験 専門試験 択一式40問120分 第2次試験 人物試験 個別面接、プレゼンテーション含 む個別面接、 適性検査
	福祉				
	心理				
	設備				
	設備(新方式)				
	総合土木				
	総合土木(新方式)				
	建築				
	建築(新方式)				
	化学				
	農業				
林業					
警察事務職員採用上級試験					
市町村立小・中学校事務職員採用上級試験					第1次試験 教養試験 択一式50問出題 (選択解答制) 40問解答 120分 第2次試験 論文試験 1題 75分 人物試験 個別面接、 集団討論、 適性検査
免許資格職職員採用試験	薬剤師	<ul style="list-style-type: none"> 昭和60年4月2日～平成6年4月1日に生まれた人(23歳～31歳)で、薬剤師免許を有する人又は平成30年春季の国家試験で取得見込みの人 平成6年4月2日以降に生まれた人で、平成30年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、薬剤師免許を有する人又は平成30年春季の国家試験で取得見込みの人 			
	獣医師		<ul style="list-style-type: none"> 昭和60年4月2日～平成6年4月1日に生まれた人(23歳～31歳)で、獣医師免許を有する人又は平成30年春季の国家試験で取得見込みの人 平成6年4月2日以降に生まれた人で、平成30年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、獣医師免許を有する人又は平成30年春季の国家試験で取得見込みの人 		

		保健師	<ul style="list-style-type: none"> 昭和62年4月2日～平成9年4月1日に生まれた人(20歳～29歳)で、保健師免許を有する人又は平成30年春季の国家試験で取得見込みの人 平成9年4月2日以降に生まれた人で、平成30年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、保健師免許を有する人又は平成30年春季の国家試験で取得見込みの人 			
		管理栄養士	<ul style="list-style-type: none"> 昭和62年4月2日～平成8年4月1日に生まれた人(20歳～29歳)で、管理栄養士免許を有する人又は平成30年春季の国家試験で取得見込みの人 平成8年4月2日以降に生まれた人で、平成30年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、管理栄養士免許を有する人又は平成30年春季の国家試験で取得見込みの人 			
職員採用 初級試験	一般事務	設備 総合土木	<ul style="list-style-type: none"> 平成8年4月2日～平成12年4月1日に生まれた人(17歳～20歳) 	第1次試験日 平成29年9月24日	第1次合格発表日 平成29年10月4日	第1次試験 教養試験 択一式50問 120分
				第2次試験日 平成29年10月12日 ～10月26日	最終合格発表日 平成29年11月22日	専門試験(設備、総合土木、 司書) 択一式40問 120分
	警察事務職員採用初級試験					第2次試験 作(論)文試験 1題 60分 人物試験 個別面接、 適性検査
市町村立小・中学校事務職員 採用初級試験						
免許資格職職員 採用試験		司書	<ul style="list-style-type: none"> 昭和62年4月2日～平成10年4月1日に生まれた人(19歳～29歳)で、司書の資格を有する人又は平成30年3月31日までに取得見込みの人 			
経験者 職員 採用試験	民間企業等職務経験者区分	一般行政	<ul style="list-style-type: none"> 昭和33年4月2日以降に生まれた人(59歳未満)で、以下のいずれかの要件を満たす人 ① 大学を卒業(人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。)後、民間企業等における職務経験を5年以上有する人 ② 短期大学又は専修学校(2年制以上の専門課程で年間授業時間数が680時間以上のものに限る。)を卒業(人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。)後、民間企業等における職務経験を7年以上有する人 ③ 民間企業等における職務経験を9年以上有する人 	第1次試験日 平成29年9月24日	第1次合格発表日 平成29年10月17日	第1次試験 教養試験 択一式40問 120分 論文試験 I 1題 75分
		設備		第2次試験日 平成29年10月28日	第2次合格発表日 平成29年11月14日	第2次試験 論文試験 II 1題 75分 人物試験 I 個別面接、 適性検査
		総合土木		第3次試験日 平成29年11月26日	最終合格発表日 平成29年12月8日	第3次試験 人物試験 II 個別面接
	建築					
	海外活動等経験者区分	一般行政	<ul style="list-style-type: none"> 昭和62年4月2日～平成8年4月1日に生まれた人(21歳～29歳) 			

警察官(巡査) 採用試験 県内第1回試験	I類	・昭和62年4月2日以降に生まれた人で、 大学を卒業若しくは平成30年3月ま でに卒業見込みの人又はこれらの人と 同等の資格があると認められる人	第1次試験日 平成29年5月14日	第1次合格発表日 平成29年6月6日	第1次試験 教養試験 択一式50問 120分 論(作)文試験 1題 60分
	II類	・昭和62年4月2日～平成10年4月1日に生 まれた人(19歳～29歳)で、短期大学 又は専修学校(2年制以上の専門課程 で年間授業時数が680時間以上のもの に限る。)を卒業した人又は平成30 年3月までに卒業見込みの人等	第2次試験日 平成29年6月10日 ～8月1日	最終合格発表日 平成29年8月22日	第2次試験 人物試験 個別面接、 集団討論、 適性検査 身体検査 体力検査
	III類	・昭和62年4月2日～平成11年4月1日に生 まれた人で、I類・II類に該当しな い人(18歳～29歳)			
	国際捜査 I類	・前記I類の受験資格を有する人で語学 (受験言語)が堪能な人			国際捜査I類、サイバー犯罪 捜査I類 第1次試験 専門試験I 記述式 90分 論文試験 1題 60分
	武道・体育 指導I類	・前記I類の受験資格を有し、卓越した 柔道又は剣道の技術を有する、いづれ も段位が4段以上(大学卒業見込みの人 に限り3段を含む。)の人			第2次試験 専門試験II 口述式 人物試験 個別面接、 集団討論、 適性検査 身体検査 体力検査
	サイバー犯 罪捜査I類	・前記I類の受験資格を有し、独立行政 法人情報処理推進機構が実施する経済 産業省認定の情報処理技術者試験(I Tパスポート試験及び情報セキュリテ ィマネジメント試験を除く。)に合格 している人又は情報処理安全確保支援 士となる資格を有している人			
警察官(巡査) 採用試験 県内第2回試験	I類	・昭和62年4月2日以降に生まれた人で、 大学を卒業若しくは平成30年3月ま でに卒業見込みの人又はこれらの人と 同等の資格があると認められる人	第1次試験日 平成29年9月17日	第1次合格発表日 平成29年10月10日	
	II類	・昭和62年4月2日～平成10年4月1日に生 まれた人(19歳～29歳)で、短期大学又 は専修学校(2年制以上の専門課程で年 間授業時数が680時間以上のものに限 る。)を卒業した人又は平成30年3月ま でに卒業見込みの人等	第2次試験日 平成29年10月14日 ～11月28日	最終合格発表日 平成29年12月19日	
	III類	・昭和62年4月2日～平成12年4月1日に生 まれた人で、I類、II類に該当しない 人(17歳～29歳)			
	武道・体育 指導I類	・前記I類の受験資格を有し、卓越した 柔道又は剣道の技術を有する、いづれ も段位が4段以上(大学卒業見込みの 人に限り3段を含む。)の人			
警察官(巡査) 採用試験 県外試験	I類	・昭和62年4月2日以降に生まれた人で、 大学を卒業若しくは平成30年3月ま でに卒業見込みの人又はこれらの人と 同等の資格があると認められる人	第1次試験日 平成29年5月14日 ～9月24日	第1次合格発表日 平成29年8月16日 ～11月17日	県内試験に準ずる。
警察官(巡査) 採用試験 県外試験	III類	・昭和62年4月2日～平成12年4月1日に生 まれた人で、I類に該当しない人 (17歳～29歳)	第2次試験日 平成29年8月26日 ～12月2日	最終合格発表日 平成29年12月19日 ～平成30年1月29日	

イ 実施結果

試験区分	試験職種	採用予定者数	申込者数	1次試験		2次試験	最終合格者数	最終倍率	
				受験者数	合格者数	受験者数			
職員採用上級試験 ※1	一般行政	人 171	人 2,032	人 1,448	人 634	人 536	人 252	倍 5.7	
	福祉	20	90	69	50	43	27	2.6	
	心理	6	44	38	37	34	13	2.9	
	設備	17	90	60	54	43	22	2.7	
	総合土木	42	171	121	110	81	44	2.8	
	建築	4	26	18	18	13	7	2.6	
	化学	4	95	70	21	17	5	14.0	
	農業	14	89	62	57	53	16	3.9	
	林業	5	18	12	10	8	6	2.0	
警察事務職員採用上級試験		20	222	149	80	73	25	6.0	
市町村立小・中学校事務職員採用上級試験		24	288	219	91	80	29	7.6	
免許資格職職員採用試験	薬剤師	8	53	41	33	29	13	3.2	
	獣医師	16	43	36	36	28	16	2.3	
	保健師	5	26	20	20	18	8	2.5	
	管理栄養士	1	44	33	9	7	2	16.5	
	栄養士	-	-	-	-	-	-	-	
	司書	15	202	170	60	56	18	9.4	
	職員採用初級試験		9	243	187	66	57	15	12.5
一般事務	9	243	187	66	57	15	12.5		
設備	2	2	2	1	1	1	2.0		
総合土木	3	7	6	5	5	3	2.0		
警察事務職員採用初級試験		7	149	130	32	28	10	13.0	
市町村立小・中学校事務職員採用初級試験		16	187	171	81	75	30	5.7	
経験者職員採用試験 ※2	民間企業等職 務経験者区分	一般行政	5	307	183	16	15 9	9 5	20.3 36.6
		設備	3	31	22	10	9 5	5 3	4.4 7.3
		総合土木	5	33	24	16	15 8	8 6	3.0 4.0
		建築	2	17	13	7	5 4	4 2	3.3 6.5
	海外活動等経 験者区分	一般行政	2	30	24	9	9 4	4 2	6.0 12.0
		職員採用試験 計	426	4,539	3,328	1,563	1,338	580	5.7

※1上級試験の設備、総合土木、建築は新方式含む。 ※2上段は第2次試験、下段は第3次試験の受験者数及び合格者数

試験区分	試験職種	採用予定者数	申込者数	1次試験		2次試験	最終合格者数	最終倍率
				受験者数	合格者数	受験者数		
警察官男性	I類	人 215	人 2,872	人 1,901	人 1,325	人 1,021	人 332	倍 5.7
警察官男性	II類	20	1,077	805	193	137	35	23.0
警察官男性	III類	171	2,045	1,332	874	739	204	6.5
警察官女性	I類	50	834	572	377	269	101	5.7
警察官女性	II類	10	436	306	100	78	18	17.0
警察官女性	III類	40	646	392	258	202	55	7.1
国際捜査	I類	2	18	12	9	9	1	12.0
武道・体育指導	I類	4	7	6	5	5	3	2.0
サイバー犯罪捜査	I類	3	10	5	4	4	3	1.7
県外募集	I類	12	255	194	65	41	7	27.7
県外募集	III類	13	254	170	26	15	5	34.0
警察官採用試験 計		540	8,454	5,695	3,236	2,520	764	7.5

(2) 採用選考の実施状況（平成29年度）

ア 採用選考実施状況総括表（単位：人）

区分	被選考者数	合格者数
割愛選考 ※1	74	74
定例選考 ※2	346	162
身体障害者選考	26	9

※1 割愛選考とは、人事交流等により、国や他の地方公共団体等の職員を採用するための選考をいう。
 ※2 定例選考の対象の職は、看護師、診療放射線技師などである。

イ 主な選考の実施状況

区分	被選考者数	合格者数	倍率	主な受験資格 (カッコ内の年齢は平成29年4月1日現在)	選考日程	合格発表日	選考方法
医療従事職員 (看護師)選考 (2回実施)	人 254	人 109	倍 2.3	・昭和33年4月2日以降に生まれた人で、看護師免許を有する人又は平成29年度の試験で取得見込みの人	第1回 平成29年5月13日 第2回 平成29年8月26日	平成29年6月5日 平成29年9月19日	作文試験 1題 60分 適性試験 人物試験 個別面接
身体障害者を 対象とした 選考	26	9	2.9	昭和57年4月2日～平成12年4月1日に生まれた人(17歳～34歳) ・身体障害者手帳を有し、障害の程度が1～6級の人 ・自力通勤が可能で、かつ介護者なしに週38時間45分の職務遂行が可能な人 ・原則として、平成29年9月8日現在、埼玉県内に住所を有し、引き続き県内に住所を有する人	第1次選考 平成29年10月15日 第2次選考 平成29年11月9日	1次合格発表日 平成29年11月1日 最終合格発表 平成29年12月8日	1次選考 教養試験 択一式40問 120分 作文試験 1題 60分 人物試験 個別面接 2次選考 身体検査 人物試験 個別面接

(3) 昇任試験の実施状況（平成29年度）

警察官昇任試験実施状況

区分	申込者数	1次試験		2次試験		口述術科 受験者数	最終 合格者数B	最終倍率 A/B
		受験者数A	合格者数	受験者数	合格者数			
警部	人 1,599	人 1,584	人 467	人 459	人 138	人 138	人 97	倍 16.3
警部補	2,407	2,391	571	567	302	302	251	9.5
巡査部長	2,635	2,613	723	723	514	514	422	6.2

(4) 昇任選考の実施状況（平成29年度）

(単位：人)

職	被選考者数	合格者数
部長級	17	17
副部長級	51	51
課長級	89	89
副課長級	141	141
主幹級	240	240
主査級	258	258
警部	2	2
警部補	3	3
巡査部長	5	5

職員任用に関する規則第21条の14第2項に係るもの

※上記のうち、選考に伴う試験の実施状況

区分	申込者数	第1次試験		第1次試験 免除者数 B	最終合格者数 C	最終倍率 (A+B)/C
		受験者数A	合格者数			
主査級 昇任試験	221人	156人	62人	48人	42人	4.9倍

*申込者数には、第1次試験免除者48人を含む。

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

平成29年10月19日、地方公務員法の規定に基づき、議会及び知事に対して、職員の給与等に関する報告、勧告及び意見の申出を行った。主な内容は次のとおりである。

1 公民給与較差に基づく給与改定

(1) 月例給 平成29年4月分の民間給与と職員給与との比較を行った結果、職員給与が民間給与を下回ったことから給料表及び地域手当を引き上げる。

民間給与(A)	職員給与(B)	較差(A-B)
393,661円	392,712円	949円(0.24%)

※ 民間給与との比較を行った職員の平均年齢 43.4歳

- ・ 給料表は、初任給及び若年層に重点を置きつつ、中高年齢層も含めて引上げ
- ・ 併せて、地域手当の支給割合を引上げ(9.7% → 9.8%)

(2) 特別給 平成28年8月から平成29年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合と職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数の比較を行った結果、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数が民間の特別給を0.1月分下回ったことから、職員の年間支給月数を4.40月に引き上げる。

民間の特別給	職員の期末手当・勤勉手当
4.40月	4.30月

2 東日本大震災以外の災害に対処するための特殊勤務手当

- ・ 職員が原子力災害時の被災者支援活動を円滑に実施できるよう、国の改正内容等を踏まえ、1日につき4万円を超えない範囲内の額の特殊勤務手当を支給するために必要な措置を講ずることが適当

3 人材の確保

- ・ 人材の確保が引き続き厳しい中、受験準備の負担軽減を図った新方式の職員採用試験は今後も実施。職員採用試験説明会など情報発信の在り方について今後検討

4 女性職員の活躍しやすい環境づくり

- ・ キャリア形成に資する計画的な人事異動や研修の充実などの様々な取組を着実に実行し、女性職員が活躍しやすい環境づくりを推進することが極めて重要

5 働き方改革の推進

- ・ フレックスタイム制やサテライト勤務など多様で柔軟な働き方を実現するために、職員が制度を利用しやすい職場環境を整備することが重要

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 平成29年度中に処理したもの

(平成30年3月31日現在)

事案名	要求者	要求内容	受付年月日	審理の結果	備考
平成29年(措)第1号事案	公立学校教諭	適正な勤務時間管理が行われること	29. 2. 14	29. 6. 6 取下申出書受理	

処理 計1事案1件

(2) 係属中のもの

(平成30年3月31日現在)

事案名	要求者	要求内容	受付年月日	審理の結果	備考
平成29年(措)第2号~第4号事案	公立学校教諭	校長の降格・異動、パワハラについて県教委による指導、要求者への謝罪等	29. 10. 5外	係属中	

係属中 計3事案3件

4 不利益処分に関する審査請求の状況

(1) 平成29年度中に処理したもの

(平成30年3月31日現在)

事案名	処分者	処分内容	受付年月日	審理の結果	備考
昭和60年以前1事案	埼玉県教育委員会	戒告	昭35. 1. 12 外	29. 4. 17 取下申出書受理(1件)	
—	—	臨時的任用教員の内定取消	29. 4. 3	29. 4. 21 却下	
平成28年(不)第2号事案	埼玉県教育委員会	減給	28. 3. 23	29. 12. 21 棄却	
平成26年(不)第1号事案	警察本部	懲戒免職	26. 4. 4	30. 3. 16 棄却	
平成27年(不)第2号事案	埼玉県教育委員会	懲戒免職	27. 9. 24	30. 3. 16 棄却	

処理 計5事案5件

(2) 係属中のもの

(平成30年3月31日現在)

事案名	処分者	処分内容	受付年月日	審理の結果	備考
昭和60年以前12事案	埼玉県教育委員会	停職、減給、戒告	昭35. 1. 12 外	係属中90件	両当事者の意向等を踏まえ、審理を中断
平成27年(不)第1号事案	埼玉県教育委員会	分限免職	27. 5. 27	係属中	
平成28年(不)第3号事案	埼玉県教育委員会	懲戒免職	28. 9. 20	係属中	
平成29年(不)第1号事案	埼玉県教育委員会	懲戒免職	29. 6. 15	係属中	

係属中 計15事案93件

告 示

埼玉県告示第千百五十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十年十月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県国税連携受信サーバ機器賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成31年4月1日（月）から平成32年12月31日（木）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県総務部税務課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 「ISO/IEC 27001」の要求事項に適合していることの認証又は

プライバシーマークの認定を受けている者であること。

(6) 埼玉県に係る徴収金に滞納がない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎10階 埼玉県総務部税務課税務システム担当 元吉 電話048-830-2662（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

本件入札の公告日から平成30年12月4日（火）午後5時までの間、上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年12月21日（金）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年12月20日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年12月20日（木）午後5時まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県庁第二庁舎10階税務課分室 平成30年12月21日（金）午前10時10分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成30年12月4日（火）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成30年11月5日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））

へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of the Services Required:

Lease for Saitama Prefecture Server Equipment for the Reception of Data from the National Tax Agency

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 10:00 a.m., December 21, 2018.

By registered mail or in person: 5:00 p.m., December 20, 2018.

(3) Contact Information:

Taxation System Group, Taxation Division, Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2662

告 示

埼玉県告示第千百五十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十九条の規定により、次の特定非営利活動法人を特例認定したので、同法第六十二条において準用する同法第四十九条第二項の規定により公示する。

平成三十年十月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

特定非営利活動法人三郷早稲田ライフサポートネット

二 代表者の氏名

古賀 史朗

三 主たる事務所の所在地

埼玉県三郷市早稲田七丁目一番地七

四 当該特例認定の有効期間

平成三十年十月三十日から平成三十三年十月二十九日まで

告示

埼玉県告示第千五百五十八号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十七条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成三十年十月三十日

埼玉県知事 上田清司

一件名

（仮称）埼玉中部資源循環センター整備事業に係る環境影響評価公聴会

二 日時及び場所

ア 平成三十年十一月二十七日（火）十四時から十六時まで

吉見町役場 大集会室

イ 平成三十年十一月二十七日（火）十八時から二十時まで

鴻巣市役所 大会議室

ウ 平成三十年十一月二十八日（水）十四時から十六時まで

東松山市松山市民活動センター 小会議室

エ 平成三十年十一月二十八日（水）十八時から二十時まで

川島町コミュニティセンター 会議室一

オ 平成三十年十一月二十九日（木）十四時から十六時まで

桶川市役所本庁舎 会議室三〇三・三〇四

カ 平成三十年十一月二十九日（木）十八時から二十時まで

北本市文化センター 第四会議室

三 事業者の氏名及び住所

吉見町長 宮崎善雄

埼玉県比企郡吉見町大字下細谷四百十一番地

四 意見を聴こうとする事項

吉見町が作成した（仮称）埼玉中部資源循環センター整備事業に係る環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見

告示

埼玉県告示第千百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施術を担当する機関として、次の者を指定した。

平成三十年十月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
上尾かみクリニックス	中島 正己	上尾市上八四八―七	平成三十年 九月一日
朝霞あおば台整形外科	横部 旬哉	朝霞市青葉台一―三―二青葉 台メデイカルプラザ一F	平成三十年 九月一日
医療法人社団 は ちす診療所	医療法人社団 はちす診療所	所沢市くすのき台二―一―五	平成三十年 九月一日
上新井くろかわクリ ニックス	黒河 圭介	所沢市上新井一―二五―一〇	平成三十年 十月一日

毛呂山なんぶ歯科	まほろば歯科	医療法人 赤坂会 北戸田デンタルクリ ニック	野口歯科クリニック	たにかわ眼科クリ ニック 本庄早稲田 の杜	久保クリニック	くぼた脳神経内科 クリニック	東松山在宅診療所	いるまこどもひまわ りクリニック	はんのう内科・腎ク リニック
南部 俊之	大橋 英夫	医療法人赤坂 会	野口 直樹	医療法人康久 会	遠藤 正人	久保田 昭洋	医療法人社団 ケア・トラスト	茂木 陽	医療法人周峰 会
入間郡毛呂山町岩井東二 二四―九	和光市本町一五―三五大野 ビルF	戸田市美女木東一―三―一 イオン北戸田ショッピングセ ンター二―二二号	春日部市牛島一五六八	本庄市早稲田の杜三―八―一 六	加須市琴寄三〇四―二	東松山市高坂一―七―一―三	東松山市神明町二―一六― 一五フェルト・ドルフ一階B 号室	入間市黒須二―二―一 二 F―B	飯能市双柳一―二二七―一
平成三十年 十月一日	平成三十年 九月一日	平成二十八 年十一月十 二日	平成二十九 年十月一日	平成三十年 十月一日	平成三十年 一月一日	平成三十年 十月一日	平成三十年 九月一日	平成二十九 年十月一日	平成三十年 十月一日

とまと薬局つきのわ 店	あかつき薬局	みすぎ薬局	藤薬局	ココカラファイン薬 局 八潮店	ひがし薬局	アイデンタルクリニ ック	ハプラス歯科	伊藤歯科医院	けやき歯科医院
ワ 有限会社スケガ	株式会社エムエ ムシー	株式会社MSK	合同会社藤薬 局	株式会社ココカ ラファインヘル スケア	株式会社HAP PYメデイカル	石丸 和俊	林 明生	伊藤 彰仁	医療法人社団 筒源会
比企郡滑川町月輪一四四三 ―一八	狭山市加佐志三八五―六	飯能市美杉台三―二五―六	蕨市中央六―一〇―一七	八潮市大瀬一―四―三Yビル 一階	久喜市久喜東二―一七―二	児玉郡神川町原新田二六― 二一	加須市馬内三六四―一	行田市野一三四―一	所沢市和ヶ原一―一六二―一 一大成ビルセブン二〇一号
平成三十年 十月一日	平成三十年 九月一日	平成三十年 八月一日	平成三十年 九月一日	平成三十年 十月一日	平成三十年 九月一日	平成三十年 九月一日	平成三十年 十月一日	平成三十年 四月一日	平成三十年 五月一日

オリーブ薬局 高坂店	H2STATI ON株式会社	東松山市高坂一七一一二	平成三十年十月一日
ウエルシア薬局羽生下岩瀬店	ウエルシア薬局株式会社	羽生市下岩瀬二九八	平成三十年十月一日
さんさん薬局	株式会社大慶堂	深谷市西島町二一一一三	平成三十年九月一日
サイサン訪問看護ハートワン埼玉	株式会社サイサン	上尾市二ツ宮一一〇四	平成二十七年十月一日
訪問看護ステーションひまわり草加	株式会社健峰会	草加市高砂二一一二〇 ストーク草加一番館一階	平成三十年五月一日
訪問看護リハビリステーションゆめみらい戸田	株式会社大谷	戸田市新曽一〇〇二ウオープン マンション一〇二号室	平成三十年九月一日
さくら訪問看護ステーション	医療法人循和会	朝霞市岡七九一三	平成三十年十一月一日
ラウンド&ケア訪問看護ステーション西	株式会社ウエルオフ	入間市上藤沢五三一六 石田事務所二階	平成三十年八月一日
ロイヤル加須訪問看護ステーション	株式会社社会福祉総合研究所	加須市中央一七五七七	平成三十年十一月一日
ラウンド&ケア訪問看護ステーション東	株式会社ウエルオフ	吉川市木売一四一一一 宏次ビル五階A	平成三十年八月一日

二 指定施術機関

氏名	住所	名称	施術所		指定年月日
			所在地		
山崎 清太郎		おじぞう整骨院	日高市高萩六一八―九高橋ビルF		平成三十年四月一日
鹿戸 紀美		狭山東口駅前接骨院	狭山市祇園二四―二一甲田ビルC棟		平成三十年八月一日
田中 仁志		仁接骨院	富士見市鶴瀬西二―八―二鶴瀬市街地住宅一〇三号		平成三十年十月一日
藤崎 太輔		夢のはり灸接骨院	三郷市中央二―一―四ブライトハウス三郷中央一〇二		平成三十年九月一日
森田 篤史		クレーマー鍼灸整骨院	東松山市元宿二―二六―一		平成三十年十月一日
五味 智志		フレアス在宅マッサージ 埼玉	さいたま市緑区芝原一―二五―一ニセブンビルF		平成三十年九月一日
佐野 恵		てあて在宅マッサージ	飯能市柳町九―一七すみやビル二〇四号室		平成三十年十月一日
齋藤 哲也		鍼・灸・マッサージ みどりの丘	行田市長野九二六―二		平成三十年十月一日
榊 裕之		浅草さくら鍼灸マッサージ治療院	東京都台東区浅草一―四―一―二階		平成三十年九月一日
小林 武夫		有限会社アートライフ	所沢市緑町一―五 四号棟二〇二		平成三十年十月二日

告示

埼玉県告示第千百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成三十年十月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
さとう埼玉リウマチクリニック 共創未来 春日部薬局	名称	さとう内科ファミリークリニック ファーマみらいみどり調剤薬局中央店	さとう埼玉リウマチクリニック 共創未来 春日部薬局
かわかど薬局	開設者名	埼玉スカイテック株式会社	株式会社アイン埼玉
もろやま薬局	開設者名	埼玉スカイテック株式会社	株式会社アイン埼玉
なかまち薬局 医療法人財団健和会 みさと南訪問看護ステーション	所在地	三郷市戸ヶ崎三―七一八 一階	三郷市鷹野五―五一六一 2階
訪問看護リハビリステーション ひまわり伊奈	名称 所在地	訪問看護ステーション ひまわりさん伊奈 北足立郡伊奈町本町一―五九	訪問看護リハビリステーション ひまわり伊奈 北足立郡伊奈町小室八一―七一

氏名	施術所		施術所		氏名
	所在地	名称	所在地	名称	
増田 紗苗	松浦 宏治		休場 章将		鈴木 正芳
村山 紗苗	神奈川県横浜市戸塚区東戸塚前田町五〇一東戸塚高橋ビル二F	株式会社アメニティーサービス鍼灸マッサージ院	東京都江戸川区南小岩六―二七―一三SKビル	大江戸小岩整骨院	春日部市大場一〇七二―八
増田 紗苗	さいたま市見沼区東大宮四―二六―三鯨井ビル二〇一	株式会社アメニティーサービス 埼玉営業所	三郷市鷹野五―一五五―六	たかのやす接骨院	草加市瀬崎二―三六―三二

変更事項

変更前

変更後

告示

埼玉県告示第千百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

平成三十年十月三十日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	廃止年月日
医療法人社団 はちす診療所	所沢市くすのき台三―一八―二マルナカビル壺番館二階D	平成三十年八月三十一日
東松山在宅診療所	東松山市箭弓町三―二〇―一 ○箭弓町本田店舗一階	平成三十年八月三十一日
医療法人社団 康寧会 立川歯科医院 上尾診療所	上尾市平塚字松原二五一八―一マルエツ上尾平塚店内	平成三十年八月三十一日
ひがし薬局	久喜市久喜東二―一七―二	平成三十年八月三十一日
ふれあい薬局 蕨店	蕨市中央五―一九―一六プレ ミールJIN二〇―一	平成三十年八月三十一日
あかつき薬局	狭山市加佐志三八五―六	平成三十年八月三十一日
さくら訪問看護ステーション	朝霞市本町一―三四―一ボン ビラージュ五〇五	平成三十年十月三十一日

告示

埼玉県告示第千百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成三十年十月三十日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
くすのき薬局	東松山市東平二〇八一―一	わかば薬局株式会社	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成三十年四月一日
わかば薬局 川角店	入間郡毛呂山町下川原一七―一―五	わかば薬局株式会社	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成三十年四月一日
ひだまり薬局	所沢市緑町一―四―一デューオヒルズ新所沢駅前一F	わかば薬局株式会社	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成二十九年十一月一日
よつば薬局	行田市富士見町二―一―一	有限会社よつば薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成二十二年一月一日

店 エース薬局上藤沢	
四 入間市上藤沢 五 八	
イ 株式会社エフケ	
療 介 養 護 管 予 理 防 指 居 導 宅	指 居 導 宅 療 療 養 養 管 管 理 理
九 平 月 成 一 三 日 十 年	

告示

埼玉県告示第千六百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成三十年十月三十日

埼玉県知事 上田清司

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
医療法人財団健和会 みさと南訪問看護ステーション	事業所所在地	三郷市戸ヶ崎 三―七―八一階	三郷市鷹野五 一―五―六一―一二階	訪問看護 介護予防訪問看護
訪問看護リハビリステーションひまわり伊奈	事業所所在地 事業所名称	北足立郡伊奈町本町一―五九	北足立郡伊奈町小室八一―七	訪問看護 介護予防訪問看護
NPO ぼけつとステーション	事業所所在地	和光市丸山台 一―八―四―中 村コ―ポ―一〇六	和光市丸山台 一―九―二―二 志幸二―八―二 アノ一〇―三 室	訪問介護 居宅介護支援
小規模多機能サ―ビス馬渡さん家	事業所所在地	三郷市鷹野四 一―二―六―九	三郷市鷹野五 一―五―六一―一	小規模多機能居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護

告示

埼玉県告示第千百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成三十年十月三十日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人社団博翔会 桃園園北本病院	北本市深井五 六六	訪問看護 介護予防訪問看護 居宅療養管理指導	平成三十年十月 一日
クオール薬局白岡店	白岡市千駄野一 三四〇―五	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導	平成三十年九月 三十日
クオール薬局武里店	春日部市大畑二 三七	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導	平成三十年九月 三十日
ローソンクオール薬 局三郷谷中店	三郷市中央一 一〇―一	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導	平成三十年九月 三十日

グループホームかな宮寺		所沢悠生苑 居宅介護支援事業所	所沢悠生苑ショートステイクすのき台	所沢悠生苑デイサービスくすのき台	クオール薬局蓮田店	クオール薬局羽生中央店	よつば薬局	クオール薬局熊谷店
入間市宮寺一七二 一―一		所沢市くすのき台 三―一 二―一	所沢市くすのき台 三―一 二―一	所沢市くすのき台 三―一 二―一	蓮田市東六―三― 五	羽生市南五―三九 九六―一	行田市富士見町二 一―七―一〇	熊谷市中西四―六 一―五
型 共同生活介護	介護予防認知症対応 型 共同生活介護	居宅介護支援	短期入所生活介護 介護予防短期入所 生活介護	通所介護 介護予防通所介護	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導
	平成三十年八月 三十一日	平成二十八年一 月三十一日	平成二十八年一 月三十一日	平成二十八年一 月三十一日	平成三十年九月 三十日	平成三十年九月 三十日	平成二十一年十 二月三十一日	平成三十年九月 三十日

告示

埼玉県告示第千百六十五号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年十月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
新井 博行	埼玉県川越市	埼玉県川越市大字 下小坂字向井七百 七十八番一ほか一 筆	四、〇一八
岡部 昭十郎	埼玉県川越市	埼玉県川越市大字 下小坂字沖仲百四 十四番一ほか三筆	三、一五八
関根 稔	埼玉県川越市	埼玉県川越市大字 下小坂字上谷一番 一ほか十五筆	一五、三三八
勢ノ 茂治	埼玉県川越市	埼玉県川越市大字 平塚字鍛冶免二百 七十四番一ほか一 筆	二、四一二
田中 壽男	埼玉県川越市	埼玉県川越市大字 下小坂字上谷五十 九番一ほか八筆	三、〇九〇
中島 健治	埼玉県川越市	埼玉県川越市大字 下小坂字上谷三十 七番ほか二筆	二、九六九
平野 和夫	埼玉県川越市	埼玉県川越市大字 下小坂字上谷百四 番一ほか四筆	二、一六二

河野 茂夫	加村 政寿	農産 株式会社あらい	新井 秀和	山崎 秀良	矢部 鈴江	増田 日出雄	増田 輝一	増田 昭	増尾 義雄	平野 俊雄
埼玉県行田市	埼玉県鴻巣市	埼玉県行田市	埼玉県行田市	埼玉県熊谷市	埼玉県川越市	埼玉県川越市	埼玉県川越市	埼玉県川越市	埼玉県坂戸市	埼玉県川越市
埼玉県行田市大字 真名板字中宮千三 百七番ほか四筆	埼玉県行田市大字 樋上字青柳六百六 十一番ほか三筆	埼玉県行田市大字 長野字細田町七千 三十三番ほか九筆	埼玉県行田市大字 小敷田字竹町二百 五十番一	埼玉県熊谷市上新 田字新田前百八十 一番ほか二筆	埼玉県川越市大字 下小坂字向井八百 七十八番	埼玉県川越市大字 下小坂字沖仲二百 十番一	埼玉県川越市大字 下小坂字上谷四十 番ほか八筆	埼玉県川越市大字 下小坂字沖仲二百 三十三番一ほか一 筆	埼玉県川越市大字 下小坂字上谷六十 七番ほか十四筆	埼玉県川越市大字 下小坂字向井八百 二十七番一
二、 三四四	三、 九六四	八、 一四三	五二七	三、 六四五	二〇〇	九九一	九、 〇〇五	一、 三九一	七、 〇五一	一、 八〇三

小野田 一郎	宇津木 千秋	今成 正芳	新井 敏夫	農事組合法人大 田営農	関根 かず江	石橋 総一郎	吉田 隆	村田 昇	三村 勝己	農事組合法人見 沼八王子
埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県秩父市	埼玉県秩父市	埼玉県秩父市	埼玉県行田市	埼玉県熊谷市	埼玉県行田市	埼玉県行田市
埼玉県加須市道目 字下大道上千百九 十六番一ほか四筆	埼玉県加須市道目 字新堀外七百七十 四番一ほか九筆	埼玉県加須市道目 字上大道下八百五 十六番一ほか二筆	埼玉県加須市小野 袋字新田百二十番 ほか二筆	埼玉県秩父市伊古 田字松木平百七十 八番ほか三十七筆	埼玉県秩父市太田 字奈良川二百六十 二番一	埼玉県秩父市太田 字中道千四百五十 五番ほか八筆	埼玉県行田市大字 北河原字陣場千二 百九十五番ほか八 筆	埼玉県行田市大字 小敷田字竹町二百 六十三番	埼玉県行田市大字 小敷田字道下三百 六十七番ほか一筆	埼玉県行田市大字 須加字高畑千六百 七十五番ほか一筆
四、 三八四	六、 六八九	四、 六六五	三、 〇七九	五七、 九五九	一、 七七四	一五、 七一一	二八、 四一二	二、 一七一	二、 二六三	四 四四

小澤 弘樹	新井 みつ	赤坂 仙一	吉澤 豊	藤井 弘樹	墓 祀夫	篠宮 光司	篠崎 隆次	栗原 肇	小野原 正雄	小野原 新吉
埼玉県羽生市	埼玉県羽生市	埼玉県羽生市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市
埼玉県羽生市大字 上村君字沖前千二 百七十番ほか一筆	埼玉県羽生市大字 上村君字沖前千三 百五番	埼玉県羽生市大字 上村君字沖前千二 百五十六番一ほか 一筆	埼玉県加須市道目 字上大道上八百二 十五番一ほか一筆	埼玉県加須市上種 足五千四百九番ほ か六筆	埼玉県加須市中種 足字三番四百五十 九番	埼玉県加須市道目 字中大道上九百七 十七番一	埼玉県加須市道目 字下大道上千百三 十番一	埼玉県加須市細間 字野新田九百五十 六番一ほか二筆	埼玉県加須市道目 字中大道上九百六 十九番一ほか五筆	埼玉県加須市道目 字新堀外七百八十 二番一ほか二十三 筆
一、 四〇七	九九一	九四一	九六二	三二、 四八二	一、 〇六四	四八〇	二八四	三、 一六〇	五、 二三〇	一五、 八九五

関根 伸一	須永 清志	鈴木 孝	渋生田 博崇	栗子 武信	栗原 貞夫	久保 州司	木村 伸二	川田 久之	川田 敏雄	鎌田 元次郎
埼玉県羽生市	埼玉県羽生市	埼玉県羽生市	埼玉県羽生市	埼玉県羽生市	埼玉県羽生市	埼玉県羽生市	埼玉県羽生市	埼玉県羽生市	埼玉県羽生市	埼玉県羽生市
埼玉県羽生市大字 上新郷字中新田上 七十七番一ほか十 一筆	埼玉県羽生市大字 上村君字沖前千二 百五十四番一ほか 六筆	埼玉県羽生市大字 須影字下寺地千四 百五十番一ほか二 十筆	埼玉県羽生市大字 上新郷字野合四百 八番ほか十二筆	埼玉県羽生市大字 上新郷字野合四百 七十五番二ほか一 筆	埼玉県羽生市大字 上村君字沖前千三 百十三番	埼玉県羽生市大字 喜右衛門新田字北 町千八百七十七番 ほか二筆	埼玉県羽生市大字 上村君字沖前千三 百十二番	埼玉県羽生市大字 上村君字沖前千二 百六十七番ほか五 筆	埼玉県羽生市大字 上新郷字野合四百 八十一番ほか四筆	埼玉県羽生市大字 上村君字沖前千二 百六十二番一ほか 一筆
二四、七三六	三、七八一	一二、二八〇	二〇、二五〇	五、二〇〇	五八八	八、六三〇	九九一	四、三五七	五、八四九	九四七

福地 良整	福地 久一	深野 充保	蓮 政雄	根岸 一文	富岡 栄	田部井 繁	高澤 憲司	関根 ゆり子	関根 敏郎	関根 達夫
埼玉県羽生市	埼玉県羽生市	埼玉県羽生市	埼玉県羽生市	埼玉県羽生市	埼玉県羽生市	埼玉県加須市	埼玉県羽生市	埼玉県羽生市	埼玉県羽生市	埼玉県羽生市
埼玉県羽生市大字 上村君字沖前千二 百六十三番一ほか 七筆	埼玉県羽生市大字 上村君字沖前千二 百五十七番一ほか 四筆	埼玉県羽生市大字 上村君字沖前千三 百十番ほか一筆	埼玉県羽生市大字 上新郷字桑木内千 五十二番	埼玉県羽生市大字 上村君字沖前千二 百八十番ほか十五 筆	埼玉県羽生市大字 上新郷字中新田上 八十三番ほか十四 筆	埼玉県羽生市大字 上村君字沖前千二 百七十二番ほか十 筆	埼玉県羽生市大字 上村君字沖前千二 百五十二番一ほか 三筆	埼玉県羽生市大字 上新郷字野分三百 四十六番ほか二十 七筆	埼玉県羽生市大字 上新郷字野分三百 三十四番ほか十三 筆	埼玉県羽生市大字 上新郷字野分二百 七十二番ほか五筆
六、 一四二	二、 八七九	一、 九八二	三、 一五八	一、 五一三	一、 九二六	一〇、 四九五	一、 八九一	四二、 四一〇	一八、 五六四	九、 九一三

植竹 章男	今井 康弘	今井 伸司	今井 市郎	飯島 通雄	飯島 誠	山田 和男	社 葉糧開発株式会社	間庭 光夫	増田 恵三	間篠 仁史
埼玉県本庄市	町 埼玉県児玉郡美里	町 埼玉県児玉郡美里	町 埼玉県児玉郡美里	町 埼玉県児玉郡美里	町 埼玉県児玉郡美里	町 福島県双葉郡双葉	神奈川県横浜市	埼玉県行田市	埼玉県羽生市	埼玉県羽生市
埼玉県児玉郡美里 大字阿那志字横 手六百九十八番三 ほか七筆	埼玉県児玉郡美里 町大字阿那志字伊 勢宮五十四番ほか 十九筆	埼玉県児玉郡美里 町大字北十条字宮 前五百九十六番ほ か二筆	埼玉県児玉郡美里 町大字北十条字鍛 冶屋二百一番ほか 六筆	埼玉県児玉郡美里 町大字阿那志字横 手七百番一ほか五 筆	埼玉県児玉郡美里 町大字阿那志字阿 那志北二十二番ほ か九筆	埼玉県羽生市大字 喜右衛門新田字神 鳥千二百五十三番 ほか十五筆	埼玉県羽生市大字 神戸字東三十二番 ほか二筆	埼玉県羽生市大字 上新郷字野分二百 八十七番ほか五筆	埼玉県羽生市大字 上村君字冲前千三 百二番ほか三筆	埼玉県羽生市大字 中手子林字小沼二 千四百六十四番
九、七九六	四四、四五六	六、九〇五	一五、二九八	一〇、四一三	一八、一二六	九、一四五	三、五二〇	八、四八六	三、九六四	四、二〇六

清水 和彦	桜沢 広吉	桜沢 健造	小林 昭夫	木村 正勝	木村 保	木村 定男	菅野 亜希	川田 義則	上山 勇	榎本 博好
町 埼玉 県児玉 郡美里	町 埼玉 県児玉 郡美里	町 埼玉 県児玉 郡美里	町 埼玉 県児玉 郡美里	町 埼玉 県児玉 郡美里	埼玉 県本庄 市	町 埼玉 県児玉 郡美里	町 埼玉 県児玉 郡美里	町 埼玉 県大里 郡寄居	町 埼玉 県児玉 郡美里	埼玉 県本庄 市
埼玉 県児玉 郡美里 町大字 駒衣字 上志 渡川二 千二十 二番 ほか二 筆	埼玉 県児玉 郡美里 町大字 北十条 字久 保田二 百十七 番一 ほか二 十七筆	埼玉 県児玉 郡美里 町大字 北十条 字前 田七百 十三番 ほか七 筆	埼玉 県児玉 郡美里 町大字 根木字 北矢 灰六百 十一番 一ほか 三筆	埼玉 県児玉 郡美里 町大字 阿那志 字新 井五百 八十六 番一 ほか一 筆	埼玉 県児玉 郡美里 町大字 北十条 字久 保田二 百十五 番ほか 十五筆	埼玉 県児玉 郡美里 町大字 阿那志 字嶋 掘四番 一ほか 二筆	埼玉 県児玉 郡美里 町大字 根木字 北矢 灰五百 九十九 番	埼玉 県児玉 郡美里 町大字 北十条 字久 保田二 百二十六 番	埼玉 県児玉 郡美里 町大字 阿那志 字阿 那志北 十五番 一ほか 九十三 筆	埼玉 県児玉 郡美里 町大字 北十条 字久 保田二 百二十六 番 ほか一 筆
三、 五六四	三二、 四一七	九、 七八四	六、 〇四〇	二、 四九一	二七、 五八九	三、 八八〇	三、 一九一	二、 六四二	一三七、 三一九	一、 七二四

中島 好彦	中島 重光	中島 勇	徳世 純雄	塚本 稔	塚本 昇	塚本 富雄	高田 一巳	関根 安男	鈴木 茂	清水 康雄
町 埼玉 県児玉 郡美里	町 埼玉 県児玉 郡美里	町 埼玉 県児玉 郡美里	町 埼玉 県児玉 郡美里	町 埼玉 県児玉 郡美里	町 埼玉 県児玉 郡美里	町 埼玉 県児玉 郡美里	町 埼玉 県児玉 郡美里	埼玉 県本庄 市	町 埼玉 県児玉 郡美里	町 埼玉 県児玉 郡美里
埼玉 県児玉 郡美里 町大字 北十条 字深 一 ほか二 筆	埼玉 県児玉 郡美里 町大字 北十条 字前 一 ほか 八筆	埼玉 県児玉 郡美里 町大字 南十条 字南 百七 十四 番	埼玉 県児玉 郡美里 町大字 北十条 字久 保田 二百 五十五 番 ほか三 筆	埼玉 県児玉 郡美里 町大字 阿那 志字 嶋 堀一 番一	埼玉 県児玉 郡美里 町大字 北十条 字久 保田 二百 二十七 番 一ほか 十筆	埼玉 県児玉 郡美里 町大字 阿那 志字 伊 勢宮 五十六 番一 ほか 四筆	埼玉 県児玉 郡美里 町大字 北十条 字深 一 ほか 四筆	埼玉 県児玉 郡美里 町大字 北十条 字久 保田 二百 三十一 番 ほか一 筆	埼玉 県児玉 郡美里 町大字 南十条 字八 反田 二百 七十四 番 一ほか 八筆	埼玉 県児玉 郡美里 町大字 根木 字北 矢 灰六 百十 三番 ほか 一筆
四、 二〇 四	一六、 九四 一	四、 九五 七	五、 八一 三	二、 三八 三	一九、 〇一 一	九、 二七 二	一一、 一一 二	三、 六八 八	五、 四七 一	三、 六四 〇

吉田 義明	山崎 進	逸見 義一	逸見 徳彦	深田 重男	ひびきの農産株 式会社	春山 太一	原田 信次	羽太 正美	農事組合法人 小茂田穀作組合	長滝 浩章
町 埼玉県児玉郡美里	町 埼玉県児玉郡美里	町 埼玉県児玉郡美里	町 埼玉県児玉郡美里	埼玉県本庄市	埼玉県本庄市	町 埼玉県児玉郡美里	町 埼玉県児玉郡美里	町 埼玉県児玉郡美里	町 埼玉県児玉郡美里	町 埼玉県児玉郡美里
埼玉県児玉郡美里 町大字阿那志字阿 那志北十六番	埼玉県児玉郡美里 町大字北十条字五 郎町五百四十七番 ほか一筆	埼玉県児玉郡美里 町大字南十条字南 七十二番一ほか四 十筆	埼玉県児玉郡美里 町大字南十条字南 百番ほか三筆	埼玉県児玉郡美里 町大字北十条字深 町五百七十四番ほ か八筆	埼玉県児玉郡美里 町大字阿那志字鴨 堀四番一ほか二百 十一筆	埼玉県児玉郡美里 町大字阿那志字伊 勢宮五十七番一	埼玉県児玉郡美里 町大字根木字十條 濠五百七十九番一 ほか一筆	埼玉県児玉郡美里 町大字南十条字南 六十五番一ほか六 筆	埼玉県児玉郡美里 町大字阿那志字鴨 堀一番一ほか四十 六筆	埼玉県児玉郡美里 町大字北十条字下 田五百二十五番一 ほか一筆
二、 四八四	四、 九八二	五四、 〇三〇	四、 一五四	二〇、 七三〇	三二九、 五六〇	六五四	二、 六〇六	六、 五二二	六九、 一〇六	二、 六七六

株式会社 関東 地区昔がえりの 会	金井 洋之	金井 武司	金井 佐一	金井 佐一	生方 積	植原 憲一	入 保夫	入 文隆	今泉 暁江	飯島 松雄
町 埼玉県児玉郡上里	町 埼玉県児玉郡上里	町 埼玉県児玉郡上里	町 埼玉県児玉郡上里	町 埼玉県児玉郡上里	町 埼玉県児玉郡上里	町 埼玉県児玉郡上里	町 埼玉県児玉郡上里	町 埼玉県児玉郡上里	町 埼玉県児玉郡上里	町 埼玉県児玉郡上里
埼玉県児玉郡上里 町大字七本木字本 郷後三百五十六番 ほか十筆	埼玉県児玉郡上里 町大字七本木字西 福寺南四百二十七 番ほか一筆	埼玉県児玉郡上里 町大字五明字焰摩 谷戸五十番三ほか 十六筆	埼玉県児玉郡上里 町大字七本木字西 福寺南四百七十三 番ほか一筆	埼玉県児玉郡上里 町大字七本木字本 郷後三百六十八番 ほか一筆	埼玉県児玉郡上里 町大字堤字岡前五 百九十六番一	埼玉県児玉郡上里 町大字七本木字西 福寺五百九十一番	埼玉県児玉郡上里 町大字七本木字愛 宕耕地千四百九十 三番ほか十二筆	埼玉県児玉郡上里 町大字帯刀字塩川 十八番ほか十七筆	埼玉県児玉郡上里 町大字堤字舞台千 五十七番一	埼玉県児玉郡上里 町大字三町殿荒久 八百二十七番四
一八、八二六	三、九七二	三五、四一三	一、二九四	三、五九七	一、三一四	一、七八八	二〇、一六一	三二、五五三	四四六	一、一一一

齊藤 博秋	小谷野 房雄	小林 正雄	小林 忠男	小沼 満明	栞原 正明	木村 春雄	木村 俊雄	木村 和彦	川浦 喜一	株式会社 アイ ム・エス ファ
町 埼玉 県児玉 郡上里	町 埼玉 県児玉 郡上里	町 埼玉 県児玉 郡上里	町 埼玉 県児玉 郡上里	町 埼玉 県児玉 郡上里	町 埼玉 県児玉 郡上里	町 埼玉 県児玉 郡上里	町 埼玉 県児玉 郡上里	町 埼玉 県児玉 郡上里	町 埼玉 県児玉 郡上里	町 埼玉 県児玉 郡上里
埼玉 県児玉 郡上里 町大字 七本木 字愛 宕耕地 千四百 五十 七番四 ほか四 筆	埼玉 県児玉 郡上里 町大字 七本木 字西 福寺南 五百二 十三 番ほか 三筆	埼玉 県児玉 郡上里 町大字 堤字五 反畑 七百八 十八番 二ほか 三筆	埼玉 県児玉 郡上里 町大字 堤字丹 蔵前 三百六 十九番 一ほか 二筆	埼玉 県児玉 郡上里 町大字 堤字堀 之内 東千七 十七番 一	埼玉 県児玉 郡上里 町大字 七本木 字西 福寺南 五百四 十番 ほか一 筆	埼玉 県児玉 郡上里 町大字 堤字太 田南 九百七 十七番	埼玉 県児玉 郡上里 町大字 七本木 字本 郷後三 百四十 六番 ほか十 筆	埼玉 県児玉 郡上里 町大字 堤字堀 之内 後七百 三十九 番ほか 三筆	埼玉 県児玉 郡上里 町大字 帯刀字 本宿 五百七 十九番	埼玉 県児玉 郡上里 町大字 七本木 字愛 宕耕地 千四百 四十 五番ほ か五筆
五、 〇二二	六、 〇四七	四、 二二〇	三、 六七五	二、 八二三	一、 六〇六	六五五	一九、 三三七	六、 五八二	一、 三五〇	一二、 三一六

多胡 昭信	高橋 仁	高杯 一美	関本 義孝	須田 和宏	杉山 進	須賀 庄衛	白須 貴裕	清水 保	島田 講治	齊藤 良平
町 埼玉県児玉郡上里	町 埼玉県児玉郡上里	町 埼玉県児玉郡上里	町 埼玉県児玉郡上里	町 埼玉県児玉郡上里	町 埼玉県児玉郡上里	町 埼玉県児玉郡上里	町 埼玉県児玉郡上里	町 埼玉県児玉郡上里	町 埼玉県児玉郡上里	町 埼玉県児玉郡上里
埼玉県児玉郡上里 町大字堤字岡前五 百八十四番	埼玉県児玉郡上里 町大字堤字丹蔵前 三百七十三番ほか 五筆	埼玉県児玉郡上里 町大字三町字殿荒 久八百九十番一ほ か二筆	埼玉県児玉郡上里 町大字三町字殿荒 久八百八十九番ほ か一筆	埼玉県児玉郡上里 町大字帯刀字鬼塚 五百十八番一	埼玉県児玉郡上里 町大字帯刀字塩川 二十三番ほか四筆	埼玉県児玉郡上里 町大字七本木字愛 宕耕地千四百六十 三番	埼玉県児玉郡上里 町大字七本木字西 福寺南四百八十番 ほか九筆	埼玉県児玉郡上里 町大字帯刀字本宿 五百五十四番ほか 三筆	埼玉県児玉郡上里 町大字七本木字西 福寺南四百七十三 番ほか一筆	埼玉県児玉郡上里 町大字七本木字愛 宕耕地千四百六十 二番ほか六筆
六六二	六、 八二七	四、 四二六	四、 二〇二	一、 四四六	一〇、 八七八	一、 八四七	一四、 七六八	九、 三九二	一、 二〇三	六、 六八四

橋本 善夫	橋爪 一松	萩原 栄一	仲原 一夫	戸矢 光男	戸矢 建作	戸谷 壽一	塚本 隆男	塚越 正治	塚越 孝雄	多田 一夫
町 埼玉県児玉郡上里	町 埼玉県児玉郡上里	町 埼玉県児玉郡上里	町 埼玉県児玉郡上里	町 埼玉県児玉郡上里	町 埼玉県児玉郡上里	町 埼玉県児玉郡上里	町 埼玉県児玉郡上里	町 埼玉県児玉郡上里	町 埼玉県児玉郡上里	町 埼玉県児玉郡上里
埼玉県児玉郡上里 町大字五明字水引 塚十二番ほか七筆	埼玉県児玉郡上里 町大字七本木字本 郷後三百七十九番 ほか十三筆	埼玉県児玉郡上里 町大字三町字殿荒 久八百七十六番一 ほか一筆	埼玉県児玉郡上里 町大字帯刀字大田 百二十七番	埼玉県児玉郡上里 町大字堤字岡前五 百八十五番一	埼玉県児玉郡上里 町大字堤字北田二 百三十五番ほか二 筆	埼玉県児玉郡上里 町大字堤字岡前五 百八十五番一ほか 四筆	埼玉県児玉郡上里 町大字七本木字西 福寺南五百三十六 番ほか三筆	埼玉県児玉郡上里 町大字帯刀字堰ノ 上四十四番ほか二 筆	埼玉県児玉郡上里 町大字帯刀字塩川 九番ほか五筆	埼玉県児玉郡上里 町大字堤字西田三 百九十三番
一五、三二四	二二、八八九	九六七	七七二	五二六	五、〇一二	五、六八六	一一、三三二	四、七一六	九、一〇五	二、五〇〇

矢島 正和	茂木 悦人	松本 弘	松崎 孝吉	保延 辰夫	保坂 正行	ひびきの農産株 式会社	馬場 弘次
町 埼玉県児玉郡上里	町 埼玉県児玉郡上里	町 埼玉県児玉郡上里	町 埼玉県児玉郡上里	町 埼玉県児玉郡上里	町 埼玉県児玉郡上里	埼玉県本庄市	町 埼玉県児玉郡上里
埼玉県児玉郡上里 町大字堤字北田二 百三十九番	埼玉県児玉郡上里 町大字七本木字西 福寺南四百八十七 番	埼玉県児玉郡上里 町大字堤字岡東千 二十二番ほか四筆	埼玉県児玉郡上里 町大字七本木字本 郷後三百七十八番 ほか十六筆	埼玉県児玉郡上里 町大字堤字太田南 九百三十一番一ほ か二筆	埼玉県児玉郡上里 町大字帯刀字鬼塚 五百九番ほか二筆	埼玉県児玉郡上里 町大字五明字水引 塚十二番ほか百十 四筆	埼玉県児玉郡上里 町大字帯刀字堀込 六百八番
二、 四一三	一、 五〇二	六、 三八六	三〇、 四二五	六、 二七三	三、 五六九	一九八、 七五七	一、 三六七

二 認可年月日

平成三十年十月二十五日

告 示

埼玉県告示第千百六十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定により、許可を取り消したので、次のとおり公告する。

平成三十年十月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 処分をした年月日

平成三十年十月二十四日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

イ 商号

有限会社林建材

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県入間市東町二丁目一番二十二号

ハ 代表者の氏名

並木 富治

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般―二十五）第五八四五四号

三 処分の内容

法第二十九条第一項の規定に基づく許可の取消し

四 処分の原因となった事実

有限会社林建材の役員は、平成二十九年十月三日付で所沢簡易裁判所から暴行罪（刑法第二百八条）により罰金十万円の略式命令を受け、平成二十九年十月二十日にその刑が確定している。

このことは、法第八条第十一号（役員等）のうち第八号に該当する者のあるもの（の）欠格要件に該当することから、法第二十九条第一項第二号に規定する許可の取消し事由に該当する。

告 示

埼玉県告示第千百六十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

平成三十年十月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

桶川市加納原土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成二十九年一月二十七日から平成三十一年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県桶川市大字加納字原の一部

四 事務所所在地

埼玉県桶川市大字加納千四百二十八番地一

五 設立認可の年月日

平成二十九年一月二十七日

六 変更の内容

事務所の所在地を「埼玉県桶川市大字加納千四百二十八番地一」から「埼玉県桶川市大字加納千五百五十番地」と変更する。

七 変更認可の年月日

平成三十年十月三十日

告示

埼玉県告示第千六百六十八号

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程（平成十八年埼玉県告示第八百三号）第九条の規定により、公募による抽選の方法による保留地の処分について、次のとおり公告する。

平成三十年十月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 保留地の位置、地積及び予定価格

イ 保留地番号八十三―一

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業百六十一―二街区一画地（八潮市大字古新田三百二十九番一外）

(2) 地積

四百五十四・一五平方メートル

(3) 予定価格

四千四百五十万六千七百円

ロ 保留地番号百―一

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業四十九街区二画地（八潮市大字大曾根千六百三十番一外）

(2) 地積

百九十四・九五平方メートル

(3) 予定価格

二千六百三十一万八千二百五十円

ハ 保留地番号百―二

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業四十九街区十五画地（八潮市大字大曾根千六百二十九番四外）

(2) 地積

百六十七・〇〇平方メートル

(3) 予定価格

二千二百七十一万二千元

ニ 保留地番号百―三

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業四十九街区十六画地（八潮市大字
大曾根千六百二十九番四外）

(2) 地積

六百三十・〇〇平方メートル

(3) 予定価格

七千四百九十七万円

ホ 保留地番号百三十九

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業七十三街区九画地（八潮市大字大
四百六十九番二）

(2) 地積

百五十八・三二平方メートル

(3) 予定価格

二千二百九十五万六千四百円

ヘ 保留地番号百五十一

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業三十四街区六画地（八潮市大字大
曾根五百八十六番一外）

(2) 地積

七十八・五六平方メートル

(3) 予定価格

九百五十八万四千三百二十円

ト 保留地番号百五十二

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業三十四街区十画地（八潮市大字大
曾根五百八十六番五外）

(2) 地積

百六十・六一平方メートル

(3) 予定価格

二千三百二十八万八千四百五十円

チ 保留地番号百五十三

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業三十五街区十画地（八潮市大字大
曾根六百六番一外）

(2) 地積

二百六十九・五六平方メートル

(3) 予定価格

三千五百五十八万九千二百円

リ 保留地番号百五十五

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業百五十街区五画地（八潮市大字伊勢野五百七十八番外）

(2) 地積

百一・一九平方メートル

(3) 予定価格

千七百三十万三千四百九十円

二 抽選に参加する者に必要な資格

イ 建築物の建築の用に供する目的で取得しようとする者であること。ただし、

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する工業地域に存する保留地に係る抽選に参加する場合には、この限りでない。

ロ 次のいずれかに該当する者でないこと。

(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

(2) 抽選の公正な執行を妨げた者

(3) 未成年者

(4) 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者

(5) 次の(一)から(三)までのいずれかに該当し、その事実があった後二年を経過していない者

(一) 契約者が契約を履行することを妨げた者

(二) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(三) (一)又は(二)のいずれかに該当する事実があった後二年を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(6) 都道府県税（都道府県民税、法人都道府県民税、個人事業税又は法人事業税）の滞納がある者

(7) 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程で定める方法により契約代金を支払うことができない者

(8) 契約者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律

第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は埼玉県暴力団排除条例(平成二十三年埼玉県条例第三十九号)第三条第二項に規定する暴力団関係者と認められる者

三 抽選参加申込み受付の期間及び場所

イ 期間

(1) 郵送受付期間 平成三十年十一月十二日(月)から同年十一月二十二日(木)まで(消印有効)

(2) 窓口受付期間 平成三十年十一月十三日(火)から同年十一月二十六日(月)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。)の午前九時から午後五時まで

ロ 郵送・窓口受付の場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

四 抽選の日時及び場所

イ 日時

平成三十年十二月一日(土)午前十時三十分

ロ 場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

五 その他

イ 抽選参加要領及び抽選参加申込書は、TX八潮駅西宅地販売センターにおいて配布する。

なお、郵送を希望する者は、同センター(電話〇一二〇―八四―二四四一)に請求すること。

ロ 抽選に関し不明な点は、埼玉県八潮新都市建設事務所(電話〇四八―九九八―四五四五)に問い合わせること。

告 示

埼玉県告示第千百六十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年十月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

インターネットシステムサーバ機器等の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成30年8月21日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

58,867,560円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成30年6月29日

告 示

埼玉県告示第千百七十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年十月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
業務系サーバ等機器の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成30年8月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額
443,395,296円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成30年7月3日

告 示

埼玉県告示第千七百七十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年十月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

警察ネットワーク接続用端末装置等の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成30年8月20日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

236,617,200円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成30年7月3日

告 示

埼玉県告示第千七百七十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年十月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

警察統合情報通信ネットワークシステム用サーバ等機器の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成30年8月22日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

42,509,448円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成30年7月3日

告 示

埼玉県告示第千七百七十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年十月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
指紋自動識別システムの賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成30年8月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額
581,350,089円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成30年7月3日

告 示

埼玉県告示第千七百七十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年十月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
無線警ら車の製造請負 14台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成30年8月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社日産サティオ埼玉北 埼玉県熊谷市三ヶ尻5445番地
- 5 落札金額
64,985,760円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成30年7月3日

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月三十日

埼玉県東松山県土整備事務所長 高 師 功

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 岩殿岩井線
- 三 道路の区域

新C	新B	新A	旧A	旧新別
比企郡鳩山町大字石坂字上 澤一二九八番一地先から同 郡同町大字赤沼字高在家二 四六番一地先まで				区 間
一 二・八二〇 二二三・〇九	一 〇・〇〇〇 一七・〇二	六・九〇〇 一七・七〇		敷地の幅員 (メートル)
五 一三・八二	五 〇二・三〇	五 六五・八〇		延 長 (メートル)
道路改築工事				備 考

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年十月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月三十日

埼玉県本庄県土整備事務所長 吉村正則

<p>藤岡本庄線</p>	<p>路線名</p>
<p>児玉郡上里町大字藤木戸字寺西二番 一地先から同郡同町大字長浜字水窪 九七九番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成三十年十月三十日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十八年三月十八日付 け埼玉県本庄県土整備事務 所長告示第三号で告示した 道路予定区域の一部供用開 始である。 延長四六二・〇〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月三十日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 葛和田新堀線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>熊谷市玉井南三丁目一番一地从先から 同市高柳字神明坪四九番一地从先まで</p>	<p>熊谷市玉井南三丁目一番一地从先から 同市高柳字神明坪五一番一地从先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>一・二〇〇〇～一八八・七〇</p>	<p>一・二〇〇〇～三三二・〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>三三八・二八</p>	<p>三三五・二〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
<p>平成二十年十二月十九日付け 埼玉県熊谷県土整備事務所長 告示第二十七号の道路予定区 域の一部変更である。</p>		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年十月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月三十日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

葛和田新堀線	路線名
熊谷市玉井南三丁目一番一地从先から 同市高柳字神明坪四九番一地先まで	供用開始の区間
平成三十年十一月一日 (午後二時)	供用開始の期日
平成三十年十月三十日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示 第十一号で告示した道路区域の供用開始である。 延長三三八・二八メートル	備考

告示

埼玉県病院事業告示第二十号

平成十五年埼玉県病院事業告示第六号（埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十年十月三十日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

表診療及び検査の項第六号中の項中、

<p>厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働大臣告示第二百二十九号）第三第五十三号に掲げる術後のカペシタビン内服投与及びオキサリプラチン静脈内投与の併用療法の料金</p>	<p>一回につき 三二、〇〇〇円</p>
---	--------------------------

を

<p>厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働大臣告示第二百二十九号）第三第五十三号に掲げる術後のカペシタビン内服投与及びオキサリプラチン静脈内投与の併用療法の料金</p>	<p>一回につき 三二、〇〇〇円</p>
<p>厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働大臣告示第二百二十九号）第三第六十五号に掲げるマルチプレックス遺伝子パネル検査 固形がん（根治切除が不可能又は治療後に再発したものであって、従来の治療法が終了しているものに限る。）の料金</p>	<p>一回につき 九二、〇〇〇円</p>

に改める。

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第九号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十年十月三十日

埼玉県下水道事業管理者 栗生田 邦 夫

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

荒川右岸流域下水道終末処理場

下水汚泥固形燃料化施設維持管理業務委託 一式

(2) 調達案件の業務要求水準

入札説明書及び業務要求水準書、業務委託契約書（案）及び様式集（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 履行期間

平成 31 年 3 月 1 日から平成 35 年 2 月 28 日まで（48 か月）

ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

(4) 履行場所

埼玉県和光市新倉 7 丁目地内（新河岸川水循環センター）

(5) 入札方法

価格競争方式による一般競争入札

(6) 入札書

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。また、燃料化物買取の入札額【単価】は 100 円以上とすること。

(7) 予定価格

ア 予定価格は、維持管理業務予定価格【総額】と燃料化物買取の予定価格【単価】それぞれに対して設定する。

イ 予定価格は、落札者決定後に公表する。

2 一般競争入札参加資格要件

(1) 入札に参加することができる者は、本件入札に参加するために必要な資格の確認を受けた者に限る。

(2) 入札参加者の形態等

ア 2 者又は 3 者による共同企業体であること。

イ 共同企業体の出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して業務を実施し得るよう、構成員数を勘案して次のとおりとする。

2 者の場合 30 パーセント以上

3 者の場合 20 パーセント以上

ウ 共同企業体の入札参加資格審査の申請及び共同企業体協定の締結は、当該構成員の代表者が行うものとする。

エ 共同企業体の構成員は、当該業務に係る次に掲げる権限を代表構成員に委任するものとする。

(ア) 入札及び見積りに関すること。

(イ) 契約の締結に関すること。

(ウ) 契約の履行に関すること。

(エ) 代金の請求及び受領に関すること。

(オ) 復代理人の選任に関すること。

(カ) 前各号に付帯する一切のこと。

オ 代表者は、構成員において決定された者とし、その出資比率は構成員中最大とする。

カ 共同企業体における各構成員は、本入札に係る複数の共同企業体の構成員となっていないこと。

(3) 入札参加者の資格

入札に参加する共同企業体に必要な資格は、次のとおりとする。

ア 構成員は、下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和 62 年建設省告示第 1348 号）の定めるところにより、国土交通省に備える下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されていること。

イ いずれかの構成員は、契約の締結日にかかわらず、平成 20 年 4 月 1 日から本件公告日までの間に、国内における下水汚泥固形燃料化施設又は下水汚泥焼却施設（ともに処理能力 100 t / 日以上に限る。）のうち、新設又は更新工事（電気設備工事を含む。）を元請として完成させた実績を有すること。ただし、特定建設工事共同企業体による施工実績は、代表構成員である時のものに限る。また、いずれかの構成員は、契約の締結日にかかわらず、平成 20 年 4 月 1 日から本件公告日までの間に、国内における下水汚泥固形燃料化施設又は下水汚泥焼却施設（ともに処理能力 100 t / 日以上に限る。）について 1 か年以上の運転管理業務を実施した実績を有すること。ただし、代表構成員は、これらの工事实績、あるいは運転管理業務の実績のうち、少なくとも一方の実績を有すること。

ウ 当該業務の実施期間中、下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 15 条の 3 各号に規定する有資格者を、総括責任者として 1 名専任で配置できること。なお、総括責任者は代表構成員の所属者を配置すること。

エ 本件業務に係る入札説明書等に示す業務要求水準を満たす技術力を有すること。

オ 構成員は、次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

(イ) 埼玉県流域下水道事業財務規程（平成 22 年埼玉県流域下水道事業管理規程第 17 号。以下「財務規程」という。）第 168 条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者

(ウ) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、下水道局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成 27 年 2 月 13 日施行）に基づく入札参加停止措置を受けている者

(エ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者（同法第 41 条の更生手続開始の決定を受けている者を除く。）

(オ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（同法第 33 条の再生手続開始の決定を受けている者を除く。）

(カ) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県下水道局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 22 年 4 月 1 日施行）に基づく入札参加除外措置を受けている者

(4) 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、平成 30 年 11 月 12 日（月）とする。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒351-0115 埼玉県和光市新倉 6-1-1

埼玉県荒川右岸下水道事務所総務・管理担当

電話 048-466-9413 ファクシミリ 048-466-9418

(2) 入札説明書等の交付方法

ア 場所

埼玉県荒川右岸下水道事務所ホームページ

ホームページアドレス：

<https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/d1502/index.html>

イ 期間

平成 30 年 10 月 30 日(火)から平成 30 年 11 月 14 日(水)まで

(3) 入札参加資格の確認

本入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格等確認申請書、資格確認書類を郵送により提出し、参加資格の有無の確認を受けなければならない。

ア 提出場所

埼玉県荒川右岸下水道事務所（総務・管理担当）

イ 提出期間

平成 30 年 10 月 30 日（火）から平成 30 年 11 月 12 日（月）午後 5 時まで（必着）

ウ 提出方法

書留郵便又は簡易書留郵便によること。

エ 結果の通知

参加資格要件を満たしているか否かの通知（入札参加資格確認結果通知書）は、平成 30 年 11 月 19 日（月）に郵便で発送する。

(4) 入札・開札の場所及び日時

提出方法は原則持参とするが、郵便による提出も可とする。

ア 場所

埼玉県和光市新倉 6 - 1 - 1

埼玉県荒川右岸下水道事務所 1 階会議室

イ 日時

平成 30 年 12 月 11 日（火）午前 10 時

(5) 郵便による場合の入札書の提出先、受付期間及び提出方法

ア 提出先

〒351-0115 埼玉県和光市新倉 6 - 1 - 1

埼玉県荒川右岸下水道事務所総務・管理担当

イ 受付期間

平成 30 年 12 月 3 日（月）から平成 30 年 12 月 10 日（月）午後 4 時（必着）

ウ 提出方法

書留郵便又は簡易書留郵便によること。

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 裁判管轄

本件委託に関する紛争については、委託者の所在地を管轄するさいたま地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(3) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札金額の 100 分の 108 に相当する金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の 100 分の 5 以上（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする）の入札保証金を納付しなければならない。

イ 入札保証金の免除

次に該当する者は、入札保証金の納付を免除する。

(ア) 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者。ただし、当該契約期間は、本件入札日から 2 か月以上の期間を有すること。この場合、当該保険証券を入札期限までに提出すること。

ウ 入札保証金の還付

入札保証金は、入札の終了後に還付する。ただし、落札者に係る入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金に充当する。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときの入札保証金は、還付しない。

エ 契約保証金

落札者は、落札価格の 100 分の 10 以上（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、これを充当するのでその差額を納付するものとする。）を納付するものとする。

オ 契約保証金の免除

落札者が保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

カ 契約保証金の納付に代えることができる担保

財務規程第 154 条各号に規定する担保を提供することをもって、契約保証金の納付に代えることができる。

(4) 入札の無効

ア 財務規程第 176 条の規定に該当する入札

イ 埼玉県流域下水道事業の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規程（平成 22 年埼玉県流域下水道事業管理規程第 3 号）第 9 条に該当する入札

ウ 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書、及び資格確認書類の提出をした者がする入札

- エ 明らかに連合によると認められる入札
- オ 所定のものとは異なる方法による入札その他公告又は入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札
- カ 一般競争入札参加資格等確認申請書及び資格確認書類を提出しない者がした入札
- キ 入札書が指定の日時まで指定の場所に到着しなかった入札
- ク 燃料化物買取の入札額【単価】を100円未満とした入札

(5) 最低制限価格及び低入札調査基準価格

設定しない。

(6) 再度入札

予定価格の範囲内の入札書を提出した者がいないときは、再度入札を行う。再度入札は3回とする。

なお、再度入札によっても、落札者がいないときは、随意契約の方法により契約の締結をする場合がある。また、入札に参加する者の数が1者であっても入札を執行する。

(7) その他

ア 本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約を変更又は解除することがある。

イ 詳細は、入札説明書等による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Operation and Maintenance of the Sewage Sludge Solid Fuel Production Facility at the Arakawa Ugan Regional Sewage Treatment Plant

(2) Date and Time of Bidding: 10:00 a.m. Tuesday, December 11, 2018

Deadline for Submission of Forms by Registered Mail: 4:00 p.m. Monday, December 10, 2018

(3) Contact Information:

General Affairs, Planning and Management Group

Arakawa Ugan Sewage Management Office

Saitama Prefectural Government

Niikura 6-1-1, Wako-shi, Saitama-ken 351-0115

Tel. 048-466-9413